

シンポジウム

中国の民族区域自治制度と ウイグルジェノサイドの実態



日時：令和8年2月25日（水）09：30～16：40

会場：衆議院第一議員会館 国際会議室

主催：特定非営利活動法人 日本ウイグル協会

共催：日本ウイグル国会議員連盟／世界ウイグル会議／台湾民主基金会



TAIWAN FOUNDATION
for DEMOCRACY
財団法人
臺灣民主基金會



特定非営利活動法人
日本ウイグル協会
ياپونيه ئۇيغۇر جەمئىيىتى
Japan Uyghur Association



WORLD
UYGHUR
CONGRESS

目次

開催趣旨	2
開会挨拶	3
古屋圭司（衆議院議員・日本ウイグル国会議員連盟会長）	3
レテプ・アフメット（日本ウイグル協会会長）	5
ズムレタイ・アルキン（世界ウイグル会議副総裁）	6
セッション1：ウイグル強制労働問題と日本.....	8
レテプ・アフメット（モデレーター）	8
佐藤暁子（弁護士）	8
笠井哲平（ヒューマン・ライツ・ウォッチ アジア局シニアプログラムオフィサー） ..	12
ズムレタイ・アルキン（世界ウイグル会議副総裁）	14
講演1：習近平時代における中国の政治・社会の変化.....	17
平野 聡（東京大学大学院総合文化研究科教授）	17
講演2：中国の民族政策とウイグルジェノサイド.....	21
アサット・スレイマン（在米ウイグル人研究者）	21
講演3：中共統治下の「新疆」における抑圧構造の形成過程.....	26
熊倉 潤（法政大学法学部教授）	26
講演4：中国共産党の民族政策の変遷—第二世代の議論から.....	31
侍建宇（台湾国防安全研究院准研究員）	31
セッション2：ウイグル問題への対応—今できることと今後の課題	35
田中サウト（モデレーター）	35
長尾敬（元衆議院議員）	35
丸山治章（逗子市議会議員・ウイグルを応援する全国地方議員の会会長）	36
古川ふみえ（アジア自由民主連帯協議会事務局長）	36
セッション3：民族団体の連携強化.....	40
三浦小太郎（モデレーター）	40
ムフタル・アブドゥラフマン（日本ウイグル協会理事）	40
アリヤ・ツェワン・ギャルポ（ダライ・ラマ法王日本代表部事務所代表）	41
オルホノド・ダイチン（南モンゴルクルルタイ共同代表）	41
アリック・リー（レイディー・リバティー香港代表理事）	42
林省吾（台湾独立建国連盟日本本部中央委員）	43
参加国会議員の挨拶.....	46
石平（参議院議員）	46
山谷えり子（参議院議員）	46
閉会挨拶	47
石橋林太郎（衆議院議員・日本ウイグル国会議員連盟事務局長）	47
レテプ・アフメット（日本ウイグル協会会長）	47

開催趣旨

中国政府がウイグル人らに対して行っている非人道的犯罪行為について、米国政府が 2021 年 1 月 19 日にジェノサイド認定してから 5 年が経過しました。この間、欧州議会、イギリス議会やカナダ議会など主要な民主主義国家が相次いでジェノサイド認定してきました。4 年前の 2022 年 12 月 27 日には、台湾立法院（国会）もジェノサイド認定し、ウイグルジェノサイドを認めたアジアで最初の立法機関となりました。また、G7 を中心に、ウイグルジェノサイドに加担した中国高官や企業などへの制裁も断続的に課されてきました。

日本においても、4 年前の 2022 年 2 月 1 日、衆議院本会議において、日本国国会の歴史上初めてとなるウイグル問題に関する国会決議が採択されました。決議は、日本政府に対して、実態を把握するための情報収集、国際社会と連携し救済するための包括的な施策の実施などを求めています。

この 5 年の間に、国際社会ではウイグルジェノサイドを終わらせるために様々な取り組みがありました。しかし残念ながら、中国政府は、国連を含む国際社会からの度重なる調査要求を拒否し、ウイグルジェノサイドを今も続けています。

中国政府が文明社会の歴史の流れに逆行する形でウイグルジェノサイドを続ける背景には、植民地支配下にある各民族の独自アイデンティティや国際法で認められた諸権利を否定し踏みこむ民族政策の矛盾が潜んでいることを理解し、国際社会に求められる行動が何かを議論する上で、専門家の知見や提言を活用することが今まで以上に重要性を増しています。

特に、ウイグルジェノサイドの一環であるウイグル強制労働問題は、ウイグル人だけの問題ではなく世界各国の問題でもあると認識され、欧米各国では輸入禁止など制裁措置を含む対策が進められています。米国の「ウイグル強制労働防止法」のほか、欧州連合は、強制労働により生産された製品の EU 域内での流通、域外への輸出を禁止する「EU 強制労働産品禁止規則」を採択し、2027 年から運用開始予定となっています。本規則の大きな特徴として、EU 加盟国のみならず EU 域外企業もその対象になり得るため、多くの日本企業への影響が予想されます。

国際労働機関（ILO）が 2025 年 2 月に発表した報告書では、中国が政府主導でウイグル強制労働を拡大させていると指摘されています。今年 1 月 22 日にも、国連が声明を発表し、ウイグル人らに対する国家による強制労働の永続的な疑いがあると指摘しています。

一方で、日本が欧米からの制裁逃れの「抜け穴」として利用されるリスクが高まっています。強制労働をサプライチェーンから確実に排除する為には、各国の輸入禁止措置の連携が欠かせません。日本も、基本的価値観を共有する欧米諸国と足並みをそろえて法整備を急ぐ必要があります。

このような状況を踏まえて、この度、日本ウイグル協会は、日本ウイグル国会議員連盟、世界ウイグル会議、台湾民主基金会などと協力し、日本、米国、台湾の学者、人権とビジネスの専門家、支援者らを日本の国会に集め、共に議論を深めるべく本シンポジウムを開催することといたしました。

開会挨拶

古屋圭司（衆議院議員・日本ウイグル国会議員連盟会長）



日本ウイグル国会議員連盟会長並びに中国の人権侵害を究明する国会議員連盟会長の衆議院議員古屋圭司です。

毅然とした態度で

ここは、実は、このウイグルの活動の象徴的な場所でもあります。今から15年ほど前、ウイグル議連とウイグル協会の共催で、ウイグルの人権侵害を考えるシンポジウムを開催しようとなりました。その時はまだ国会の施設の憲政記念館があり、そこで開催しようとなりました。当時、自由民主党は野党の立場でした。当時与党は民主党で、旧民社党出身の小平忠正氏が議員運営委員長をしていましたので、彼に是非この場所を貸してほしいと頼みました。中国が相当妨害してくるのではないかと思いましたが、案の定、中国がその場所を貸さないようにと圧力をかけてきましたが、彼は一切、そのようなことには耳を貸さず、シンポジウムを開催できました。

実はそれに先だって、当時の中国の程永華駐日大使から我々や関係者に脅迫状まがいの書簡が来ました。それには、ウイグルやチベットは我々中国政府が民主的に管理していると書いてありました。そして、この問題にこれ以上首を突っ込んだらあなたたちの身の安全は保証できないと。脅迫状です。当時まだ自民党は野党でしたが、安倍晋三氏とも相談して、安倍氏の部屋でお互いに考えながら、反論の書簡をすぐに作りました。それは次のような内容でした。

「書簡は中国側から見たチベットやウイグルの見解を書いたものですが、事実は全く異なっていると言わざるを得ない。ましてや主権国家の国会議員に対する書簡としては甚だ適正に欠ける。我々は我々の良心に基づいてこの会を開催する。」

このような書簡を内容証明付、配達証明付きで出しました。そして当時、同じ岐阜県出身で仲良くしていたフジテレビ報道番組キャスターの黒岩氏に（現神奈川県知事）電話して、このような酷い話があると伝えました。すると、黒岩氏は、手紙を全部ほしい、全部公表しますと言って、実際にテレビ番組で公表しました。

こうして堂々とウイグル国際会議を開催することができました。その後、中国からの反応はありませんでした。要するに何を申し上げたいか。我々は毅然たる態度で中国に向き合っていくことです。喧嘩をする必要はありませんが、自分たちの主義主張や、それから世界の共通の価値観である法の支配、民主主義、基本的人権の尊重ということは絶対に譲ることができない。それをはっきり訴えるということが大事なのだと肌で感じました。そのことがあってから日本ウイグル国会議員連盟もそのように対応しています。

国会決議

実は、2022年、ウイグルやチベットにおける人権問題に関して国会で決議をしました。当時は公明党が連立政権のパートナーであり、公明党と協議したら、頼むからこの決議はやめてほしいという話もありました。実はその時ちょうど、公明党の山口代表（当時）が中国を訪問する予定でしたので、それも分からないわけではないということで、我々は2月1日にその訪問が終わってから決議しました。

その時の決議の内容ですが、私が書いた基本文書は大きく修正されました。おそらく、これならば決議しないだろうと踏んだのかもしれませんが。しかし、私は、それでもする必要がありますと考えました。0はいくらかけても1にならないのです。決議することをまず優先しました。その決議の中身に、「人権侵害」という言葉はありませんでした。代わりに人権状況という言葉になりました。私はこれを取りまとめました。決議に非常に熱心な人たちからは腰抜けと相当批判を受けましたが、しかし私は決議をすることに意義があるということで行いました。以来、この活動には熱心に取り組んできています。

ウイグル強制労働

ウイグルの強制労働による製品などに対してアメリカやヨーロッパは既に非常に厳しい規制をかけており、そのような規制が日本にも必要ではないかという報告書の発表を、昨年5月にこの議員会館で行いました。高市総理ご自身も、当時は一衆議院議員でしたが、この問題に言及なさっています。非常によくお調べになっており、実態をよくご存じでした。

原則は譲らない

去年の秋にも、私たちはここで会議を行いました。どこからも妨害されることなく、堂々で行える環境になりました。冒頭に申し上げた通り、やはり中国にはしっかり言うべきことは主張する、それが前提です。もちろん中国とは戦略的互惠関係を維持する。それが安倍さんの時に作った基本的な考え方です。互いにメリットがあれば、協力はしよう。ただし、中国は共通の価値観を共有していないし、民主国家でもない。このことだけはしっかり踏まえた上での戦略的互惠関係です。

これは今も変わりはありません。しかし世界の共通の価値観である3つの大原則、これは絶対に私たちが譲るわけにはいきません。これから世界に向けて、引き続きウイグルやチベットの問題をしっかり発信をしていく。これが我々議員連盟の大きな役割の1つです。

地方議会にも拡散を

今日は議員の皆さんが出席していますのでお願いしたいことがあります。地方議会ではほとんどこの問題は知られていません。実は、去年わざわざ私の地元の保守系地方議員90人に対して、アフメット会長に講演してもらい意見交換をしました。地方議員のほとんどがこの実態を知らなかったのです。こういう活動も是非皆さんのそれぞれの選挙区でも行っていただきたいと思います。

むすび

今後とも、議員連盟としてもしっかり活動し、我々の日本の存在感プレゼンスを高めてまいりたいと思います。本日は、強制労働問題だけでなく中国共産党の民族政策の問題等々も議論されますので、しっかり、議論を深めていただきたいと思います。改めて、今日この会を開催できますことを皆さんと共に喜び申し上げ、日本ウイグル国会議員連盟会長古屋圭司からのご挨拶にかえさせていただきたいと思います。

レテプ・アフメット（日本ウイグル協会会長）



お忙しい中、本日のシンポジウムにご参加いただき、ありがとうございます。

まず、先日の衆議院選挙において当選された先生方、特に日本ウイグル国会議員連盟の先生方に心よりお祝いを申し上げます。

また、本日のシンポジウムの開催にあたり、日本ウイグル国会議員連盟、そして、台湾のシンクタンク「台湾民主基金会」のご支援に心より感謝申し上げます。また、日本、アメリカ、ドイツ、台湾から専門家及び支援者の皆様が、登壇を引き受けてくださったことに心より感謝申し上げます。

進まぬ追及

4年前の2022年2月、日本の衆議院本会議において、国会の歴史上初めてとなるウイグル問題に関する国会決議が採択されました。決議は、日本政府に対して、実態を把握するための情報収集、国際社会と連携し救済するための包括的な施策の実施などを求めています。その後の4年間、国際社会ではウイグルジェノサイドを終わらせるために様々な取り組みがありました。しかし残念ながら、中国政府は、国連を含む国際社会からの度重なる調査要求を拒否し、言い訳をして逃げているため、全容解明も責任追及も進んでいないのが現実です。

中国が恐れること

ただ、国際社会の目が全く効果ないかという点、むしろ逆です。中国が最も恐れるのが国際社会の関心なのです。それを象徴する事例がいくつもあります。例えば、2019年11月、ニューヨーク・タイムズと国際調査報道ジャーナリスト連合が、強制収容所の恐ろしい運営や監視体制を裏付ける中国政府の大量の機密文書を公表し、国際的に非難が一気に高まりました。すると、その数日後に、中国政府は施設の全員が「卒業」し、所謂「再教育プログラム」は全て終了したと発表し、それまでの主張を大きく転換させたのです。また、2021年12月、アメリカでウイグル強制労働防止法が成立した2日後に、中国政府は、ウイグル

自治区トップの陳全国を解任したと発表したのです。彼は、ウイグルジェノサイドの現場を仕切っていた人物でした。

つまり、国際社会の関心が高いほど中国も対応に迫られるのです。国際社会の関心が低下し、早くウイグル問題を忘れてくれたら、責任追及もされないままウイグルジェノサイドを無かったことにできると、中国は望んでいると思います。そうさせないためにも、国際社会がウイグル問題に関心を持ち続けることが極めて重要です。専門家やメディアの皆様が積極的に発信し、政治が調査要求を諦めないことが、ウイグルジェノサイドを終わらせるためには必要不可欠です。

強制労働問題の対策を

特に、ウイグル強制労働問題は、世界中の企業が無意識に助長あるいは加担するリスクがあることから、ウイグル人だけの問題にとどまらず、世界各国の問題でもあると認識され、欧米各国では輸入禁止などの対策が広がっています。この後に始まる最初のセッションでは、国内外の専門家がこの問題について具体的な提言を行うこととなります。日本の希望であり、ウイグルの希望でもある高市政権のもとでこそ、日本の対策が大きく前進することを心より、強く望みます。

本日は議論が深まる有意義なシンポジウムになることを期待します。

ズムレタイ・アルキン（世界ウイグル会議副総裁）



皆様、同僚の皆様、ご友人の皆様。本日この重要な会合を主催して下さった日本ウイグル協会に感謝申し上げます。大変名誉なことです。世界ウイグル会議は、世界中のウイグル人の権利を守る国際的な傘組織です。私はドイツから来ましたが、この数週間、日本のことを非常に注視してまいりました。

在日ウイグル人と支援者の活躍

日本には数千のウイグル人が暮らしており、彼らは勇気ある証言と疲れを知らない擁護活動によって、日本をアジアにおいてウイグル問題への意識を高め続けるトップの国へと変えてきました。これは偶然起きたことではありません。この場にいる皆さん全員、そして国内外のウイグル人が貢献してきた結果です。

政治はリーダーシップを

政治的リーダーシップの重要性はいくら強調してもしきれません。中国との難しい対話から逃げず、はっきりと原則に基づいて発言する総理大臣は、この地域にとって非常に価値があります。

ウイグルに対する弾圧は遠くの出来事ではありません。それは皆さんの市場に供給されるサプライチェーンの中に、棚に並ぶ製品の中に存在しています。世界中に輸出されているデータシステムや監視技術の中にも反映されており、すでにヨーロッパにおいてこれを目にしています。

このセッションでは、強制労働について、そして日本市場と経済にとっての具体的な意味について深く掘り下げます。消費者、企業、立法者の全員が、経済的繁栄が人々の苦しみの上に築かれないようにする役割を担っているからです。

また、国境を超えた運動の連携の重要な影響についても触れます。いかなるコミュニティも孤立しては効果的に戦えません。私たちが築く連帯が、戦いの最大の強みの 1 つとなります。

急速に変わる政治の世界においても、このような場で議論し、討論し、具体的な行動を模索し続けることができると思います。単なる空虚な声明を超えた、真の説明責任への具体的な道筋を作るために。ジェノサイドという言葉には非常に大きな重みがあり、私たちはそれに無感覚になってはなりません。

証拠の積み重ねを

弁護士・活動家の皆さんへ——サプライチェーン、外交声明、議会決議への取り組みに感謝します。これらは象徴的なジェスチャーではなく、説明責任の積み重ねです。学者・研究者の皆さんへ——厳密な研究が私たちの活動に信頼性を与え、生み出された証拠が国際的な場での議論の論拠となります。ジャーナリストの皆さんへ——その存在と声そのものが、人々の状況への認識を維持しています。

この場にいる全ての人々が、何か具体的なもの——アイデア、コミットメント、コンタクト、新しい視点——を持って帰り、実践に活かしてほしいというのが私の心からの願いです。

ともに再び誓いを立てましょう。大量拘禁、強制労働、家族の引き離し、文化の消去、そしてウイグルの人々に対して行われている全ての残虐犯罪について、中国共産党に責任を取らせることを。ご来場いただきありがとうございました。

セッション1：ウイグル強制労働問題と日本

登壇者：佐藤暁子（弁護士）

笠井哲平（ヒューマン・ライツ・ウォッチ アジア局シニアプログラムオフィサー）

ズムレタイ・アルキン（世界ウイグル会議副総裁）

モデレーター：レテプ・アフメット（日本ウイグル協会会長）

レテプ・アフメット（モデレーター）



最初のセッションは、「ウイグル強制労働問題と日本」というテーマです。日本は4年前にサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインを初めて作りましたが、そのガイドライン作成に大きく携わった佐藤弁護士から、日本がこの問題とどう向き合うべきか、法案作りや検討の際にどういう視点で臨むべきかを発信していただきます。

佐藤暁子（弁護士）



私はビジネスと人権というテーマに、弁護士、NGO、国際機関といった立場で取り組んでまいりました。今日は強制労働にフォーカスして、世界各国でどのような法規制が進んでいるのか、この取り組みを進めることが日本にとってどのようなベネフィットをもたらすのか、そしてアジアの中での日本の役割について、私見としてお話しします。

強制労働と日本のマーケット

まず、強制労働と日本のマーケットとの関わりについてです。国際労働機関によりますと、アジア太平洋地域の強制労働の被害者はおよそ1510万人とされています。日本はアジア太平洋諸国から洋服、パソコン部品、水産物など様々な製品を輸入していますが、そのサプライチェーンにおいて強制労働が生じている恐れが非常に高いことは既に明らかになっています。

一方で、強制労働に関する輸入規制や人権デューデリジェンスを義務付ける法規制がない国は、G7においては現時点で日本だけです。その結果、日本の消費者や企業が意図せずとも強制労働に関与するリスクが、マーケット上で自然と生じています。

これは倫理的な問題でもありますが、強制労働が蔓延している結果、しっかりと取り組んでいる企業の競争力が低下してしまうという問題でもあります。つまり、労働者に適正な賃

金を払っている企業がマーケットで競争力を失ってしまう。従って強制労働に取り組むことは、倫理・人権・法の支配の課題であるとともに、企業にとって適正で責任ある企業行動を行うためにも非常に重要なテーマです。

ビジネスと人権に関する指導原則

このような強制労働に加えて、児童労働や ILO による中核的労働基準、気候変動といった様々な人権に関して事業活動との関わりの国際的な基準として既に国際社会で合意されているのが、「ビジネスと人権に関する指導原則」です。元々人権という概念は国家と市民という関係性の中で発展してきたものですが、経済のグローバル化が進む中で、企業活動が国家を超えて大きなインパクトをもたらすようになりました。グローバルサプライチェーンが複雑化する中で、意図せずとも強制労働を含む様々な人権侵害を企業活動が引き起こすことが、様々な場面で明らかになっています。

この指導原則は条約とは異なり法的拘束力はありませんが、この効力を高めるために各国で法制化が進んでいます。この指導原則は全部で 31 あり、大きく 3 つの柱に分けられます。第一の柱が「国家の人権保護義務」、第二が「企業の人権尊重責任」、第三が「人権侵害に対する救済へのアクセス」です。企業においては特に第二の柱——企業の人権尊重責任をどのように実施していくか、その観点から自社のサプライチェーンのどこにどんな人権リスクがあり得るか、そこに強制労働が含まれているということが重要です。また、国家においては引き続き人権保護の第一義的義務を負うということには変わりませんので、企業がこれを実施するための必要な施策などを実行していく。あるいは国家自身の調達にもこの人権保護を進めていくことが国際的に確立されています。この指導原則の実行性を高めるために各国で法制化が進んでいるのが、ここ 15 年ほどの流れです。

各国の取り組み

法制度の現状を見ますと、2015 年にイギリスで現代奴隷法が施行されたのを皮切りに、オーストラリアなどのコモンウェルスでも同様の法律が実施されています。ドイツでは 2021 年にサプライチェーン・デューデリジェンス法が施行され、日本企業もその対象となっています。アメリカでは 2021 年にウイグル強制労働防止法が実施されており、既に 2010 年からはカリフォルニアでサプライチェーン透明法も施行されています。

そして昨日、EU においてコーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令 (CSDDD) が議会で承認されました。これにより EU 加盟国での人権の取り組みの法制化が続いてまいります。これら欧米の取り組みは日本企業にとっても、人権の取り組みを進める動機になっています。

また欧米に限らず、アジアにもこの法制化の波が来ています。タイでは昨年、人権デューデリジェンスに関する法案が既にドラフトされ、これを司法省がリードしています。インドネシアでは 2028 年までの人権デューデリジェンス義務化が進んでおり、昨年の省庁再編で

新設された人権省がリードしています。韓国でも関連法のドラフトが既に 2 本提出されており、3 本目も準備中と聞いています。

各国の規制内容を見ると、アメリカの UFLPA は新疆ウイグル自治区で生産された商品を強制労働品と推定し、輸入には「強制労働でないことを証明する明確かつ説得力のある証拠」の提出を求めています。証明責任を企業側に転嫁した非常に強力な法制度です。EU でも CSLDO に加えて、強制労働の輸入・輸出禁止指令が、非常に強力な制度として既に採択されており、2027 年 12 月から施行されます。カナダは北米貿易協定いわゆる USMCA に基づく強制労働関連の輸入規制を施策として提示しています。

イギリス、オーストラリア、ニュージーランドといった国には「現代奴隷」という形で、輸入規制の形ではありませんが、企業・事業者のサプライチェーン上において強制労働または人身取引に関連する事象がないかを報告することが法律上で義務付けられ、強制労働に関連する政策として含めてあります。

このように、アメリカや EU 全域、その他、日本とは理念を同じくする国々において、強制労働が最悪の形態の人権侵害であるとの前提に立ち、企業活動からどのようにその問題をなくしていくのか、取り組みが進んでいます。

人権デューデリジェンスとは

次に、人権デューデリジェンスとは何かについて簡単に触れます。企業は人権方針に基づいて、自社のサプライチェーン全体においてどのフェーズにも人権リスクがないかを特定・評価し、必要な対策を実施し、モニタリング・情報開示・コミュニケーション・救済是正を行っていく——これが人権デューデリジェンスのプロセスです。

日本政府はこのビジネスと人権について、行動計画(ナショナルアクションプラン、NAP)を 2020 年に発表し、昨年 12 月に改定版を発表しています。この 4 月より施行されますが、企業の取り組みとして、人権デューデリジェンスのプロセスを実施していくこと、国としての企業への期待、関連省庁においてこういった取り組みをしていくのかといったことが、ロードマップとして示されています。

日本国内においては現時点では、強制労働規制や企業に人権の取り組みをサプライチェーン全体にまで義務づける法制度はありません。一方で経産省がリードする形で 2022 年に、「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」が発表されています。こちらの議論の段階、それから実施の段階においては、本日ご出席の中谷議員が非常にご尽力くださいました。私もこのガイドラインの検討委員として参加をさせていただいておりました。これはガイドラインではありますが、日本企業に現在広く認識をされており、ビジネスと人権の取り組みを進める 1 つのきっかけになっています。このガイドラインは、先ほど申し上げたビジネスと人権に関する指導原則を実施するためのガイドラインであり、国際的なスタンダードとは別ものということではありません。

こういった状況を踏まえて、認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウは昨年 8 月に、強制労働で生産された製品の輸入を禁止する法律を導入すべき理由と制度設計の提言を示すレ

ポートを発表しました。輸入禁止という取り組みは、報告義務に加えて、強制労働の利益の享受を止め、企業の行動変化とサプライチェーンの改善を促す非常に有力な手段です。

現在は企業による自主的な取り組みが進んでいますが、やはりそれが全体には行き渡っていないのが現実です。人権デューデリジェンスの義務化と輸入禁止措置を組み合わせることで、日本で活動する企業全体のサプライチェーンにおける強制労働リスクを少しでもなくしていくことができると考えています。

強制労働対策 10 の意義

最後に、強制労働対策強化の日本における意義を 10 点申し上げます。

- ①アジアにおける日本の責任とリーダーシップ——この地域の主要経済国として、持続可能で公正な市場を形成・主導する役割が日本に求められています。
- ②人権・法の支配の推進——日本政府が掲げる自由で開かれた国際秩序の具体化として実効ある制度整備が重要です。
- ③経済安全保障の強化——安定的で信頼できる強靱なサプライチェーン構築のためにも強制労働防止の取り組みの意義は高いと考えます。
- ④日本企業の公正な競争環境の確保——強制労働による不当な競争から真面目な企業を守るマーケットの仕組みが必要で、それが日本の役割と考えます。
- ⑤国際規制との整合——米国・EU と足並みを揃え、規制の空白地帯とならない体制整備が早急に必要です。
- ⑥貿易リスクの予防——将来的な差止め・制裁・レピュテーションリスクを未然に解消するためにも国内法制化が必要です。
- ⑦高付加価値化とブランド化の向上——トレーサビリティと透明性の確保により、ESG 投資の呼び込み、これらを通じて高付加価値の経済へ転換できます。
- ⑧省庁横断連携の強化——外務省・経産省・法務省・農水省・厚労省といった関連省庁の連携による政策の一貫性確保が重要です。
- ⑨消費者・投資者からの信頼の確保——倫理的な市場を形成することで国内外の長期資本を呼び込めます。
- ⑩被害者救済と国際的信用——強制労働の連鎖を断ち切ることが、日本が示す人権の実質的な成果につながります。

強制労働という深刻な人権侵害に、企業活動において知らない間に関わっているかもしれないという構造に対して、日本の取り組みを強化することが今非常に重要です。ご清聴ありがとうございました。

アフメット：佐藤様ありがとうございました。非常に具体的で中身の深い発信でした。議連として検討を始めるべきとの趣旨のお話が、数か月前の議連の総会で古屋会長からもあり

ましたが、佐藤様のような専門家を交えた形で議論をスタートさせていただければと思います。

続きまして、世界最大の人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチの笠井様から新たな提言をいただきます。

笠井哲平（ヒューマン・ライツ・ウォッチ アジア局シニアプログラムオフィサー）



ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）の笠井と申します。
日本ウイグル国会議員連盟が日本版ウイグル強制労働防止法を策定しようとしているという報道を昨年末に見まして、この場で具体的な提言をさせていただきます。

HRW による調査

ヒューマン・ライツ・ウォッチは 500 人弱の規模の人権団体で、本部はニューヨークにあり、東京にもオフィスがあります。ビジネスと人権の分野でも、外交における人権問題でも活動しています。

本日は中国関連の HRW による主な調査事例を紹介します。HRW は中国政府によるウイグルでのウイグル人やチュルク系ムスリムへの人道に対する罪——大規模な恣意的拘禁、拷問、強制失踪、大規模監視、文化と宗教の抹殺、家族の引き離し、強制帰国、性暴力、生殖に関する権利の侵害——を調査してきました。2024 年には、日本の大手自動車会社も含む企業が使うアルミニウムのサプライチェーンにウイグルの強制労働が関与しているという報告書も出しています。また約 630 の村の地名を「幸福村」「団結村」といった名称に変更してきたことも調査しました。日本においては越境弾圧の調査も行い、日本在住のウイグルの方々へのインタビューを通じて、日本でもこうした人権侵害が起きていることを確認しています。

この状況を踏まえ、日本政府への提言は 3 つあります。①外交ルートを通じた働きかけ（高市総理も含め引き続き水面下・公的両面で）、②独自の標的制裁（深刻な人権侵害に関与した中国政府幹部への制裁）、③日本版ウイグル強制労働防止法の制定、です。

法案の具体的な内容については以下を提言します。

輸入禁止の対象設定

ヨーロッパの強制労働規制は製品ごとに調査を行っていますが、日本版では製品ごとの調査ではなく、例えば「新疆ウイグル自治区から輸入しているからこの製品は輸入禁止対象になる」という形にさせていただきたいです。米国の UFLPA はこの方式で、2021 年 12 月の施行から約 4 年で 37 億ドル相当の貨物を差し止め、1 万 6000 件以上の輸入を拒否しています。また太陽光発電業界では、新疆にサプライチェーンを作るのではなく、他の地域で構築しようという動きも生まれています。

対象地域の拡大

法案はウイグルに限らず、エリトリアや北朝鮮など「国家による強制労働」が行われている地域全体を対象とすべきです。これにより出所に関わらず消費者が無意識に加担することを防げます。

反論の機会の保障

UFLPA の重要な点として、差し止められた企業が「自社の商品は強制労働に関与していない」と反論できる機会の保障が必要です。

強制労働の定義

国家による強制労働の定義は ILO の定義を参考にさせていただきたいと思います。

サプライチェーンのマッピング義務化

ウイグルのような地域では現場への立ち入り調査が事実上不可能なため、遠隔でのリスク分析を企業に義務化する必要があります。

税関当局の権限拡大

調査を実施する権限の付与と、NGO・NPO・当事者からの情報提供窓口の設置が必要であると考えます。

調査結果・禁止根拠の公表

透明性担保のための情報公開も必要です。

非協力情報の活用

情報アクセスを拒否された場合でも、間接的な証拠に基づいて国家による強制労働を認定できる規定が必要です（UFLPA の非協力情報条項を参照）。

迂回輸出への対応

日本に規制ができて他国経由で入ってくる可能性があるため、EU・米国と連携して情報共有を義務付ける規定が必要です。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

アフメット：笠井様ありがとうございました。非常に具体的で参考になる提言でした。是非議員の先生方に持ち帰って次の議論につなげていただければと思います。続きまして世界

ウイグル会議のズムレタイ・アルキン副総裁から、主にヨーロッパを中心に欧米社会でどのような取り組みが進んでいるか、これから何をしようとしているかをご報告いただきます。

ズムレタイ・アルキン（世界ウイグル会議副総裁）



先ほど 2 つの詳細な法的枠組みに関する発表がありましたので、私はここ数年の強制労働問題に特化してお話しします。

国家による強制労働

私たちはウイグル人に対する国家が強制する強制労働の組織的な利用を文書化してきました。現在、繊維・太陽光発電・電子機器・農業・鉱業・水産業を含むグローバル産業がこの国家強制的強制労働に関与しています。

「国家が強制する強制労働」は民間部門の強制労働とは本質的に異なります。政府レベルで国家によって強制されるものであり、対抗するためのアプローチや仕組みも、従来の企業の強制労働問題とは同じではありません。

中国は労働移転プログラムへとシフトしてきました。研究者によれば 2021 年から 2023 年を通じて国家はこのプログラムを強化しており、2023 年がおそらく強制労働者数が最も多い年です。公式統計では 2021 年に 310 万回、2022 年に 303 万回、2023 年最初の 3 四半期だけで 305 万回の労働移転が記録されています。これらは延べ回数であり、一人の個人が複数回割り当てられた場合も含まれます。

強制労働はウイグル地域における抑圧と人権侵害のより広いシステムを促進するものです。労働者に選択肢はありません。拒否した場合には拘禁や政府当局による報復につながります。労働者はしばしば寮に住まされ、移動の自由が制限され、動向を厳密に監視されています。また、家族の分離と学校の問題も連動しています。一方または両方の親が労働移転プログラムに送り出された後、子供たちも国営の寄宿学校に送られ、文化や伝統から引き離されています。

世界の取り組み

現在グローバルで存在する対抗の枠組みについて触れます。「米国ウイグル強制労働防止法」(UFLPA) は 2021 年 12 月に法律として通過し、2022 年 6 月に施行されました。最大の特徴は証明責任の反転——輸入者がこれらの商品が強制労働から自由であることを証明しなければなりません。その結果、何千もの積荷が米国国境で差し止められています。UFLPA エンティティリストは市民社会や NGO の擁護活動にも活用され、ポリシリコン・太陽光パネル・トマト製品・化学品・毛髪製品など各セクターの企業が含まれ成長し続けています。

EU は昨年 2024 年に強制労働規制を採択しました。UFLPA が新疆を特定しているのは異なり、EU 規制は特定地域を対象とするのではなく、権限のある国内当局がサプライチェーンを調査し国境で製品を禁止する形です。CSDDD は EU 内で事業を行う大企業——外国企業でも EU で重大なビジネスを行う場合を含む——にサプライチェーン全体の人権リスクと環境リスクへの対処を求めます。

英国の現代奴隷法（2015 年）は執行メカニズムとペナルティの欠如として批判されてきました。私たちの組織は実際に英国政府に法的挑戦をしました。2020 年、英国の犯罪収益法 2002 に基づいて、新疆から直接来ている強制労働関連商品について国家犯罪捜査局（NCA）に調査を求めました。NCA が調査拒否したため司法審査で争い、西側諸国において国内刑事法を使って強制労働品の輸入に異議を唱えた初めてのケースとなりました。最初の審理では敗訴しましたが上訴し、2024 年に勝訴しました。この判例は英国の他の分野にも活用・複製されようとしています。

カナダは 2024 年 1 月から「強制労働・児童労働防止サプライチェーン法」を施行し、政府機関と特定の民間部門体に毎年の報告を義務付けています。ただし大部分が自己申告であるため、証明責任の反転と執行強化を求めています。

ドイツは 2023 年 1 月にサプライチェーン・デューデリジェンス法を施行しましたが、実施以来非効率な面があるため、ギャップ是正を求めています。**オーストラリア**も現代奴隷法の強化を検討中で、中国からの強制労働品に関する進行中の法的事件があります。

世界中で国家による強制労働に対処する明確な意志が見られます。機関投資家・財務的ステークホルダーも毎年 UN フォーラムでの意見交換において、中国へのリスクだけでなく、特に強制労働が調査されているセクターでの事業を再考する時期が来ているとの声を上げています。

これは UN メカニズムによっても対処されており、UNHCR 高等弁務官の 2022 年アセスメントでも述べられています。現代奴隷に関する UN の特別報告者（日本人教授）もこの問題を報告書に加え、強制労働が人道に対する罪にもなりうると述べています。またチベットにも同様のモデルが複製されていることが確認されています。

日本にとって、ガイドラインから法律へと移行する機会がここにあります。そうすることで日本はアジア太平洋においても模範を示すことができます。協力・貢献できることを楽しみにしております。

アフメット: 強制労働がなくなるのは、それでビジネスが成り立って儲かっているからです。そのビジネスが成り立たないような条件を突きつけることが各国政府の使命だと思っています。欧米各国が法律を作り輸入禁止などを突きつけているのは非常に効果的な措置ですが、どこかに逃げ道があると結果が出ない。私たちが 3 回の調査報告を発表してきた中で、日本に法規制がないことから中国にとって都合のいい逃げ道の市場になっていると見られています。その逃げ道をどうにかしていただきたいというのが今日の発信の趣旨です。国会議員の先生方がこれを聞いてくださったことは大きな励ましとなります。高市政

権のもとで、日本が逃げ道として使われるのはもうごめんだという姿勢で対策を進めていただきたいと思います。今日は欧米諸国の大使館からも来られています。世界各国の連携が不可欠で、どこかが逃げ道を空けてしまうと結果が出ません。日本ウイグル国会議員連盟が中心となって対策を進めていただければと思います。

講演 1：習近平時代における中国の政治・社会の変化

平野 聡（東京大学大学院総合文化研究科教授）



ただいまご紹介いただきました東京大学の平野と申します。私はかつて中国の公式統計である中国統計年鑑に現れた数字から、ウイグルのジェノサイドが起こっていることを明らかにしましたが、今日は習近平時代における中国の政治社会の変化というテーマでお話します。ウイグルジェノサイドの問題を考える際には、そもそもの出発点にある習近平思想と習近平中国の物の考え方を理解する必要があります。

歴史的背景

昨日でウクライナ戦争から 4 年が経過しました。その中における中国のロシアへの「無限の協力」の意味は非常に大きく、この中にウイグルや日本が直面している問題が隠れています。当初ロシアがウクライナを侵略した時に世界中が中国の仲介に期待しましたが、それは全く意味がないと私は思っていましたし、実際なかった。なぜなら習近平は、中露両国が主導する多極化世界こそが重要だと考える人物だからです。

このような習近平やプーチンの独裁・覇権思考は今日突然現れたものではなく、1989 年から 91 年の冷戦の終焉にきっかけがあります。中国もロシアも近現代の歴史において西側から圧迫を受け、敗北を被ったというイメージを持っています。中国はアヘン戦争以来、西側の圧迫を受け、日本帝国主義の圧迫も受けたと。そして 1989 年の民主化運動も、西側生まれの自由・人権・大衆文化に人々が惑わされた結果だと考えていました。チベットの独立運動もダライ・ラマを支持する西側の問題だという見方です。ロシアも同様に、日露戦争敗北・ナチス侵略・ソ連崩壊・ユーゴスラビア紛争を被害として捉え、ウクライナについても本来は東スラブの民族が団結すべきところを西側が割り込んだと見ています。

この認識から、社会主義圏の激変を中国は「西側が仕掛けた思想文化的な転覆工作に巻き込まれた」と捉え、これを「和平演変」と呼んでいます。その結果 1995 年から愛国教育が強化されました。もはや計画経済には信用性がなく、中国共産党に残された正統性は「帝国主義に反対する」「祖国を統一する」というスローガンに限られてきました。市場経済でスピーディな発展を取りながら、国内向けには「中国共産党こそ愛国的で、中華民族の偉大な復興を実現する」と言い続けてきたのです。

日本は莫大な ODA や半ば若い世代を犠牲にした投資によって対中協力をしましたが、一般の中国人にはそのような姿は一切伝えられず、悪魔化されました。グローバリズムに対しても中国は冷淡で、法の支配を共に作り上げることには無関心でした。むしろ「中国には独自の国情がある」「内政干渉すべきでない」「体制の違いを互いに認め合ってウィンウィンを目指すべき」と言い続け、平和共存 5 原則を悪用してきました。

外部から押しつけられる様々な価値観については拒否しつつ、中国の富強・大国化を進めて西側諸国から侮辱されないような地位を目指したわけです。国力が弱い間は「韜光養晦（とうこうようかい）」——つまり才能を隠して力を養うという方針でしたが、90年代から民族問題の状況は悪化し始めました。チベットではパンチェン・ラマの生まれ変わり問題が始まり、東トルキスタン・ウイグルでもグルジャ事件やイリ事件といった衝突が起きました。しかし西側諸国はそれを直視せず、「経済成長すれば民主化する」という甘い期待を抱き続けました。

中国の国力が大きくなると弾圧も激しくなりました。2008年にはチベット独立運動が弾圧され、2009年のウルムチでの衝突に際しては、中国人とウイグル人の和解を訴えていたイリハム・トフティ氏が逮捕されました。これ以降、中国は「やることはやる」という姿勢に転じました。それでも西側諸国は深刻な問題と見ず、2010年代の一带一路には多くの国が賛同しました。

習近平の世界観

習近平中国が示した新たな世界観が「中国夢（チャイナドリーム）」です。「世界史の中心は本来中国であった。近現代においては西側の所為で苦勞したが、共産党のもとで発展を実現し、中国文明の力が復興した。これからは中国が世界に恩恵を与える新しい時代が来た。すべての中国人は共産党の思想のもとで中国の発展に全面的に貢献すべきであり、その中で個人の夢も実現する」という考え方です。

この結果、中国はウイグルの問題について決定的な判断をします。中国における人権は「共産党の思想のもとで発展を目指すことによって実現する」という立場です。最も重要な人権は生存権であり発展の権利であって、基本的人権は意思の統一を妨げ、社会の安定を損ない発展を阻害するものとして、「中国の国情に合わない。むしろ反人権だ」と決めつけているのです。

しかしウイグルはもっと多様な社会です。外部との様々な関係を通じて自由にものと考え、独自の新たな文化を作ろうとしていました。ところがそれは習近平中国の価値観——「中国共産党の指導のもとで全ての中国国内の人々が幸福を提供される、世界から尊敬される中国という喜びの中で生きるべきだ」という考え方と全く相容れない。2017年以降顕在化した新疆での弾圧、2019年以降の香港での弾圧は、共産党の指導を受け入れない多様性を絶対に受け入れられない習近平思想によって引き起こされたものです。共産党主導で経済や構造が変われば人々の文化や考えもそれに合わせていくべきという、マルクス主義的な物の見方で「全ての人の頭を改造する」——これが新疆・東トルキスタンに出現した強制収容所の基本的な考え方です。

具体的な経緯を簡単に述べると、2014年の第2次中央新疆工作座談会以降、「とことん徹底的に叩く」という方針が一般化しました。2017年以降RFAやBBCが悲惨な現実を伝え始め、2019年秋にニューヨーク・タイムズがリークした秘密文書によって実態が明確になりました。

香港も全く同じ運命を辿りました。開かれた香港社会の発展の中で育まれた「香港人意識」を、北京は厳しく弾圧。2020年の香港国家安全維持法により香港の価値は破壊され、代わりに中華民族意識が注入されています。

戦狼外交へ

そんな中で2020年以降のパンデミックが発生しました。中国はゼロコロナ政策で「中国が世界に解決策を提供する」と主張しましたが、台湾はいち早く中国での事態を察知して対策を徹底し、しかも自由で開かれた社会を維持しました。これにより中国と台湾は人類にとって極めて対照的な2つのモデルを提供し、西側諸国の台湾への注目が高まりました。これに対して中国はアメリカ・ヨーロッパの混乱・衰退を見て「アメリカはもう終わった」とする戦狼外交を活発化させました。

そんな中、2021年7月に中国共産党100周年記念式典が行われ、習近平はこう述べました。「中国人民はいかなる海外の勢力も我々を圧迫することを許さない。このように暴走するものは必ず、14億の中国人民が血と肉で築いた鋼鉄の長城にぶつかり頭が破れ血を流す」と。台湾・チベット・ウイグル問題をめぐり中国を批判して制裁することは絶対許さないという意味ですが、注目すべきはこの「頭を云々」という言葉が、昨年11月に中国が日本に向けたメッセージとほぼ同じであることです。日本とウイグルは同じ運命に向かっているということです。

その後も中国は宣伝をやめません。「中国式ガバナンスが成功し、アメリカの自由と民主は終わった。中国の人権観こそが勝利した」という主張を続けています。しかしこの結果、EU・イギリスも含めてウイグル問題や人権デューデリジェンスへの懸念から、徐々に中国離れを選択するようになりました。

中国とロシアは2022年の北京冬季五輪に際して「無限の協力」を約束し、中露が主導する多極化世界の構築へと進んでいます。西側の中国離れが進む中で必要な技術や資金を十分に得られなくなった中国は、不良債権問題やゼロコロナの失敗もあり、急速に内向きになりました。1978年以降の改革開放は事実上終焉し、習近平思想による改革に転換したと私は判断しています。

中国の国内問題

若年失業率が非常に高い中、中華民族の復興のために奮闘するのをやめた「寝そべり族」が急増しています。これに対して習近平はイデオロギー的統制を一層強化しており、幼稚園からの愛国教育の注入、愛国主義教育法、民族団結促進法の審議、改正治安管理処罰法による「中華民族の感情を傷つける服装の禁止」、大学への習近平研究センターの設置と、矢継ぎ早に施策を打ち出しています。

息が詰まった状態の中国国内では、江沢民や胡錦濤への同情が集まり、一方で日本文化が大量に消費されています。これに不愉快な習近平は一層の圧制を強め、台湾問題と日本に関する問題の「最終解決」が活動の中心だと考えられます。中央軍事委員会が習近平自身とイ

エスマンの 2 人だけという極めて異常な事態は、政策決定を速めて台湾・日本に対して全力で当たるというメッセージと解釈できます。高市政権成立後の日本文化消費や訪日旅行へのブレーキは一過性ではなく、思想を統一して全面的に日本と争うためのシグナルだと考えられます。

中国とロシアは各国・地域の名誉を貶めるプロパガンダを展開しています。ウクライナには「ネオナチ」、東トルキスタン・ウイグルには「分裂主義・テロリスト・宗教極端主義」、チベット・南モンゴル・香港・台湾には「分裂主義」、そして日本に対しては最近「新型軍国主義」という宣伝を始めています。しかし実際にはいずれの国・地域も、自らの社会と文化を踏まえて平和を求める存在として歩むことを望んでいます。

選択を迫られる日本

結論として、ウクライナ、東トルキスタン・ウイグル、チベット、南モンゴル、香港、台湾の運命と日本の運命は、今や連続・一体化しています。

注目すべき出来事として、直近の衆議院選挙では、ごく最近登録されたアカウント群が連動しながら日本の世論の動向を操作しようとしたことが明るみになりました。また中国はロシア・ベラルーシへの兵器部品提供も報じられています。中国が発表した輸出管理規制エンティティリストへの防衛大学や東京科学大学の掲載は、改革開放を通じて日本のノウハウを吸収する時代は終わったという明確なメッセージです。

約 130 年前の日清戦争が北京中心の東アジアの秩序を問う戦いだったように、今日も習近平による多極化世界に向かうのか、日本は重大な選択を迫られています。戦禍を避けながら開かれた自由を守り、中国共産党の圧迫のもとで苦しんでいる人々に光をもたらすにはどのような行動が必要か——改めて皆様と一緒に考えていければと思います。

講演 2：中国の民族政策とウイグルジェノサイド

アサット・スレイマン（在米ウイグル人研究者）



プレゼンテーションは主に 2 つの部分から成っています。第 1 部は、中国の近現代史のもとでのウイグルの状況について、そして第 2 部は個別のケーススタディとして弾圧を受けたウイグル人知識人を紹介します。何人かは私が個人的に知っている、私の先生や親しい友人でもあります。

ウイグル人知識人弾圧の歴史

中国当局によるウイグル知識人への迫害は近現代史の中で繰り返されてきました。1 回目は 1937 年、中国当局が大規模な逮捕と迫害を行い、数千人の知識人・詩人・作家が対象とされました。2 回目は 1957 年から 1958 年、中国共産党が自治区内で地方ナショナリズムに反対するキャンペーンを展開した時期です。3 回目が、今日誰もが知っている 2017 年以降の中国当局によるジェノサイド的弾圧です。

1937 年から 1944 年にかけて、中国の軍閥・盛士才は、ウイグル全域で数千人のウイグル人エリートや知識人を逮捕しました。その犠牲者には、1930 年代の東トルキスタン革命の指導者たち、盛士才の「新疆省政府」で仕えたウイグル人政治家、知識人、富裕層、宗教指導者、学生らが含まれていました。多くは日本と何の関係もないにもかかわらず、「スパイ」とされました。東トルキスタン・イスラム共和国の軍事指導者マフムード・ムヒティ將軍とその支持者たちも「日本帝国主義のスパイまたは追従者」として公開告発されました。

1957 年、地方民族主義者に対する弾圧が開始されました。旧東トルキスタン共和国と関係のあったウイグル人やカザフ人の著名人が標的とされ、この弾圧によって、旧東トルキスタン・イスラム共和国大統領、自治区地方委員会の書記や他の高位ウイグル幹部、知識人、学者、宗教指導者、教師、学生を含む数千人が迫害を受けました。多くは投獄されたり、長年にわたる強制労働や服役刑に処されたりしました。中国の公式記録によれば、1957 年から 1959 年の間に、1,612 人の著名なウイグル人が「地方民族主義者」であるとの告発により処罰されたとあります

2017 年以降、中国はウイグルで大規模な収容キャンペーンを開始し、ウイグル知識人や著名人が特に標的とされてきました。ラジオ・フリー・アジア（RFA）およびウイグル人権プロジェクト（UHRP）による調査報道によれば、2017 年初頭から 2019 年 5 月までの間に、ウイグル人知識人が拘束され、収容所に送られ、投獄され、あるいは強制失踪させられた事例は 435 件にのぼります。標的となったのは、学者、宗教指導者、芸術家、作家、ジャーナリスト、教育者、アスリートです。また、高度な技術と監視システムを駆使して、100 万から 300 万人のウイグル人やその他のイスラム系少数民族を収容所に拘束してきました。

米国政府をはじめ、一部の西側諸国の政府や議会は、こうした行為を「ジェノサイド」および「人道に対する罪」として非難しています。

日本で教育を受けた知識人

2017年以降の弾圧では、日本で教育を受けたウイグルの知識人が主要な標的となっています。1980年以降、日本はウイグル人が高度な教育を求める主要な渡航先の一つで、数千人のウイグル人知識人が日本の教育機関で学士号、修士号、博士号の取得や、専門能力開発プログラムに参加しており、現在までに200名以上のウイグル人が日本の様々な大学・研究機関で博士号を取得しています。日本で教育を受けた知識人たちはウイグルの科学・技術・医学・社会科学の発展に大きく貢献してきましたが、その多くが中国当局による迫害に直面しています。

1990年代後半、中国政府は、日本で教育を受けたウイグル人知識人に対する政治的迫害を開始しました。歴史家トフティ・トゥニャズ氏の迫害は、この弾圧の最も初期かつ顕著な事例の一つです。トフティ・トゥニャズ（別名トフティ・ムザルト）は、日本で教育を受けた著名なウイグル人歴史家・作家であり、ウイグル人として初めて中国当局による迫害に直面することになりました。彼は1984年に北京の民族大学を卒業後、中国全国人民代表大会常務委員会に勤務しました。その後、1994年から日本の東京大学で博士課程に在籍しました。1998年4月、彼はウイグル史に関する研究資料を収集中にウルムチで逮捕され、同年11月、1940年代の東トルキスタン独立運動に関連する50年前の文書を手に入れたとして、「国家機密の不法取得」の罪で起訴されました。さらに、日本で『シルクロードの内幕』（1998年）と題する本を出版したとして、「民族分裂を扇動した」罪にも問われました。中国当局は、同書が民族分離主義を助長していると主張し、1999年3月、彼は懲役11年、公民権剥奪2年の判決を受けました。

2009年2月10日に彼は刑期を終え、釈放されましたが、日本にいる家族と再会することはできなかつたと報じられています。釈放後、彼は中国治安警察の厳重な監視下におかれながら、北京の民族出版社に勤務しました。2015年、心臓発作により死去したと伝えられています。

その他6人の事例を紹介します。

1人目は、タシュポラット・ティップ氏です。彼は著名な地理学者で新疆大学教授した。1995年に東京理科大学で博士号を取得し、長年日本の大学と研究協力を行う関係にありました。パリ大学からも名誉学位を授与され、中国共産党員として1990年代後半には「中国十大傑出青年」に選出された人物です。2017年の失踪まで新疆大学校長を務めていました。2017年、中国のプロパガンダ動画で「両面人」分裂主義者とされ、死刑判決（執行猶予2年）を受けました。政治には全く関与していない純粋な学者でしたが、その経験は中国当局のもとで知識人が直面する運命を象徴しています。

2人目は、アブドゥッカディル・ジャラリディン氏です。彼は著名なウイグル人詩人であり、社会活動家、新疆師範大学の文学部教授でした。2002年から2003年にかけて日本の金沢

大学に客員研究員として滞在しました。ウルムチに戻った後、彼は2005年に、海外での滞在中の考察を基にした『Özini Izdesh Bosughisida: Yaponiyede Körgen Bilgenlirim（自己発見の入り口：日本での観察と経験）』を出版し、これはベストセラーとなりました。2018年、ジャラリディンは中国政府によるウイグル人知識人への弾圧の中で拘束されました。拘束中に詩『Yanarim Yoq（帰路なし）』を執筆しました。これは他の被拘束者たちによって暗唱され、2020年には収容所の外にも広まり、中国の「再教育」収容所で苦しむウイグル人の苦境と不屈の精神を象徴するものとなった。

3人目はジェミレ・サキ氏です。彼女は新疆教育学院のベテラン教授であり、著名な詩人アブドゥカディル・ジャラリディンの妻です。2000年から2003年にかけて、石川県にある北陸先端科学技術大学院大学（JAIST）で学び、修士号を取得しました。彼女は2018年初頭、夫の逮捕直後に中国当局によって拘束され、現在も行方は依然として不明のままです。

4人目はアブドゥヘリル・アブドゥレヒム氏です。彼は、コンピューターサイエンスの専門家で、ウイグル語の研究も行っていました。新疆大学文学部で文学の学士号を取得した後、1999年に日本へ渡り、2001年から2008年にかけて千葉大学で修士号と博士号を取得しました。在学中、コンピュータ科学を専攻し、ウイグル語に関する研究を行いました。2010年にウルムチに戻り、ヘレンバグを含む複数のコンピュータ企業に勤務しましたが、2021年末、「日本での反中国活動への参加」の容疑で拘束され、後に懲役7年の判決を受けました。ラジオ・フリー・アジアがこの刑罰を確認しています。

5人目はイルハムジャン・イブラヒム氏です。2004年から2009年まで新疆医科大学で医学を学び、学士号を取得しました。2010年初めから2011年12月まで、東京医科大学病院の循環器内科で客員研究員として研究に励みました。そして、2012年から2014年にかけては米国のボストンで研究しました。2014年、ウルムチに戻り、2017年まで医療分野で働いており、この間、日本にも数回渡航していました。しかし、2017年4月、彼はウルムチで中国当局に拘束され、収容所に送られました。それ以来、彼の行方に関する情報は一切ありません。

6人目は、ミヒライ・アルキン氏です。彼女は2017年、日本の東京大学で植物生物学の修士号を取得し、博士課程進学に向けて準備を進めていました。しかし、2017年9月、カシュガルで中国の警察によって父親が収容所に連行されたという知らせを受けました。その後、中国当局は彼女の母親に圧力をかけ、彼女の中国への帰国を要求しました。やむを得ず、彼女は2019年6月18日、日本から中国へ帰国しました。帰国後、彼女は行方不明となり、消息を絶ちました。2020年12月20日、ラジオ・フリー・アジアのウイグル語放送は、彼女がカシュガルのヤンプラク刑務所で死亡したことを確認しました。

彼らは、日本で教育を受けた知識人たちです。

日本の学者たちと協力したウイグル人学者たち

そして次に紹介するのは、日本の学者たちと協力していたウイグル人学者たちです。2017年以来、東トルキスタンにおける中国政府による民族的・文化的ジェノサイドの弾圧は、ウ

イグル語、文化、歴史、宗教、マザール研究について日本の学者と協力していたウイグル人知識人を標的にしてきました。彼らの多くは日本の研究機関で研究を行ったり、共著を出版したり、日本の著作をウイグル語に翻訳したりしていました。しかし、その後、数多くの研究者が中国当局によって拘束、投獄、あるいは強制失踪させられています。

ここでは5人の学者たちを紹介したいと思います。

1人目はラヒレ・ダウト氏です。彼女は、ウイグル民俗学およびマザール研究の第一人者でした。新疆大学で学士号と修士号を取得し、1998年、北京師範大学で博士号を取得しました。その後、新疆大学で教授（1990年～2017年）を務め、同大学では少数民族民俗学研究センターを設立し、多くの学生を指導しました。彼女の著書『ウイグル・マザール』をはじめとする影響力のある著作は、ウイグルの聖地の文化的・精神的意義を探求したものです。彼女はまた、日本の学者らと共同研究や国際会議にも取り組みました。東京トヨタ財団が後援し、2004年から実施されたフェルガナ盆地および新疆のマザール文書に関する国際共同研究プロジェクトの一環として、日本の学者たちと積極的に協力していました。しかし、2017年12月、彼女は中国当局によって拘束され、「分裂主義」の罪で起訴され、2023年に終身刑を宣告されました。彼女の拘束は、ウイグル人知識人に対する中国による広範な弾圧の一環として、世界中から非難されています。彼女の業績は、ウイグル文化遺産の保存にとって依然として極めて重要な貢献となっています。

個人的に彼女は私の友人であり、新疆大学での長年の同僚でもあります。私は彼女をよく知っていますが、彼女は政治には一切関わらず研究に専念していました。彼女の運命は、ウイグルで私たち知識人が経験してきたことを象徴しています。

2人目はアブドゥベシル・シュクリ氏です。彼は、新疆大学文学部で教授、学部長を務めていました。ウイグル語、文学、民俗学、文化遺産の分野で著名な専門家でした。著書には『パルナメ』や『古代ウイグルの世界観』など、数多くの重要な学術書があります。2000年代初頭からは、日本の学者や学術機関と積極的に協力し、2002年から2003年にかけては東洋文庫の客員研究員を務めました。2017年に中国当局によって強制失踪させられ、2018年に終身刑を言い渡されたと報じられています。

3人目はゲイレトジャン・オスマン氏です。新疆大学人文学院文学部の教授を務めたゲイレトジャン・オスマン氏です。彼はウイグル古典文学および文化史を専門とする著名な学者でした。著書に『ウイグル古典文学史』や『東西のウイグル人』などがあり、数多くの書籍、教科書、そして数百編の学術論文を執筆しました。また、彼は日本の学者たちと緊密に協力し、2000年代初頭には福岡教育大学に招かれて講義を行いました。RFAによると、彼の日本の学者たちとの交流は、後に中国当局によって彼に対する告発の一環として利用されました。RFAが確認したところによると、彼は2018年1月に拘束され、その後、懲役10年の判決を受けとのことです。

4人目は、アブリズ・オルフン氏です。彼は、歴史家であり、ウイグル・チャガタイ語写本の専門家、『新疆地域史学雑誌』の編集者、および北京の民族出版社ウイグル語部のシニアエディターでした。2000年代以降、アブリズ・オルフンは日本の言語学者や歴史家と緊

密に協力し、彼らと『新疆とフェルガナのマザール文書』と題する書籍を共著で出版した。さらに、数多くのウイグル・チャガタイ語写本やウイグル史に関する史料を出版に向けて整理していました。2019年、アブリズ・オルフンは北京の民族出版社で拘束され、ウルムチで秘密裏に裁判にかけられました。ラジオ・フリー・アジアによると、彼は現在、クムル刑務所で服役中とのこと。彼は、私の友人の一人です。

最後はオメルジャン・ヌリ氏です。彼はホータン師範学院の歴史学者であり教育者でした。2000年に北京民族大学で修士号を、2015年にアンカラ大学で博士号を取得しています。ウイグル史に関する数多くの研究論文を執筆・発表し、大石真一郎の『カシュガルのジャディディズム：ムサバイ家と近代ウイグル改革運動におけるその役割』を含む、日本人歴史学者の著作をウイグル語に翻訳しました。彼は2017年3月に拘束され、その後、時期不明ながら終身刑を言い渡されました。

結論：世界は沈黙してはならない！

人権団体、学術機関、各国政府を含む国際社会は、ウイグルに拘束されている数百人のウイグル人学者、知識人、作家、芸術家を、直ちに無条件で釈放するよう、中国共産党および中国政府に引き続き求めています。多くの場合、正式な起訴も裁判も経ずに行われるこれらの人々の拘束は、ウイグル文化とアイデンティティを抹殺することを目的とした「エリート抹殺」キャンペーンであると広く見なされています。

国際機関は、著名な人類学者ラヒレ・ダウト、経済学者イルハム・トフティ、著名な詩人アブドゥカディル・ジャラリディン、地理学者タシュポラト・ティイップといった著名な学者たちの事例を特に取り上げてきました。こうした国際的な要請にもかかわらず、2025年後半の報告によると、多くのウイグル人知識人が依然として収監されており、中国によるジェノサイドと抑圧的な政策は今も続いています。投獄されたウイグル人学者たちは、本のない生活の中でどのように生き延びることができるのでしょうか。書籍のない中で投獄されたウイグル人学者たちが生き延びていることは、彼らの不屈の精神の証であると同時に、ウイグル民族が今なお直面している文化的・知的抑圧を痛切に物語るものです。彼らの命だけでなく、彼らが体現する豊かな文化遺産を守るためにも、世界的な関心と支援、そして行動が求められています。

世界は沈黙してはなりません。日本は声を上げなくてはなりません。偉大な国家であり、高等教育を求める数千人のウイグル人知識人の主要な受け入れ国として、日本とその国民がウイグル人と連帯してくれると私たちは確信しています。

講演 3 : 中共統治下の「新疆」における抑圧構造の形成過程

熊倉 潤（法政大学法学部教授）



法政大学の熊倉と申します。今回、中国共産党の統治下において、約 70 年以上にわたり、どのように抑圧的な構造が形成されてきたかについてお話します。70 年といっても、ポスト毛沢東時代、文化大革命は終わったあたりからになります。

中国の民族政策

私は、中国の民族政策の研究をしており、民族政策の研究から、いわゆる新疆ウイグル自治区、東トルキスタンが、どのように統治されてきたのかについて本を書き、発信してきました。この民族政策の、特に大きな変化は文化大革命が終わった後にありました。

文化大革命が終わり、いわゆる改革開放の時代になったのが今から 40 数年前です。そこから中国は明るい時代に入っていったというイメージがありますが、その中で民族政策や民族地域の問題でも、いろいろと良い点があったというのが中国側の議論としてあります。それに対して、実際の様子を見てみると良い話ばかりでは無いという議論もあります。

かいつまんで申せば、改革開放になり経済発展をして、どんどん皆が豊かになって大変良いことではないかという声がある一方で、貧富の差の拡大がおきました。その貧富の差が、単純に豊かな人たちが出来ましたということではなく、ウイグルやチベットなどの民族地域においては、往々にして経済的に豊かな方は漢族が独占して、元々そこに住んでいた、ウイグル人やチベット人はどうしても下の方に追いやられてしまう。貧富の差が民族の差と重なる現象が生じるわけです。

それから、中国でよく聞くのがウイグル人やその他の「少数民族」は、一人っ子政策の時に優遇措置を受けていた、中国はすごく良いことをしているのではないかという言説も中国の方では聞かれます。確かに、一般的に、一人っ子政策の下で、1 人という制限があった時に民族地域、少数民族地域は 2 人ないし 3 人の出産が認められるといった措置を取られていましたが、そもそもなんで子供を産む数が制限されなければいけないのかという地元の人たちの意見は、この政策には反映されていないわけです。中国の漢族の地域、北京とかあちらの方で決められた一人っ子政策が、ウイグルで行われる時に、地元の人たちの意見や不満などをあまり考えずに、展開されていたってということになります。

抗議行動の背景

その他にも、核実験の問題もあります。いわゆる新疆ウイグル自治区では公開されるだけで 44 回もの核実験が行われており、最近もまた復活の兆しがあります。このような様々な問題が続出してくるわけです。この流れが、大きな前提としてあります。中国のプロパガン

ダや主張を聞くと、中国は少数民族に対して優遇措置をとっているとか、経済発展などのいろいろな恩恵を与えているというようになりがちですが、実際はそうはなっていません。それが前提としてあるのです。

この前提を知らないと何故そもそも 80 年代にウラムチをはじめ、新疆ウイグル自治区で抗議行動が多く起きたのかがわからなくなってしまうわけです。実は 80 年代、たくさんの平和的な抗議行動、学生運動などが数多くありました。ただ、それに対する政府の態度は対話の拒否でした。89 年には、もともと平和的に抗議デモが行われたところで治安部隊との接触があり、大変な惨劇になりました。この 89 年の話は、最近ではもう忘れられているようなところがありますが、天安門事件の半月ぐらい前にウラムチであった大きな事件です。90 年には有名なバレン郷事件がありました。97 年にはグルジャで、寒い季節に大規模な衝突が発生しました。これは中国側に言わせると暴動ということになるわけですが、そのような事件が多発するわけです。

なぜこのような抗議行動が起きたのかというと、やはり中国の政策が、表面的ないい話ばかりではなく、問題を孕んだものであり、それが地元では不満の蓄積となり、あるいは絶望となり、こういったことが展開されたこととなります。

「反テロ」という名の弾圧

私は国際関係も研究していますが、非常に重要な点が、90 年代を通じて中国がいわゆる「反テロ」を強化していったことです。当初は中央アジア諸国やロシアを誘って「上海 5」今の上海協力機構を作ったわけです。その後、米同時多発テロが起きると、アメリカも反テロ戦争をやるわけで、そうすると、アメリカとの反テロ協力が進んでいきました。これはウイグル人たちへの取り締まり、様々な抑圧の構造の、まさに形成過程であり、ネガティブな影響を与えたと思います。

その後、胡錦濤政権が、今から振り返ると、習近平時代と比べてマシだったという印象、胡錦濤時代はまだ緩くて良かったという印象がありますが、胡錦濤時代に既に様々な抑圧の構造が徐々に強化されていったと言えます。胡錦濤時代に中国共産党の政策の 1 つの考え方として、経済発展至上主義というのがありました。とにかく経済発展がなされれば、それで様々な社会問題が解決されるという、かなり楽観的な見通しがあったわけです。しかし、実際には、中国共産党の言う、いわゆる「テロ」事件というのとはなくならなかったわけです。そうするとそれに対する抑圧の構造も、自ずと強まっていくわけです。

2009 年 7 月 5 日には、中国の言う「七号事件」、日本では「ウラムチ騒乱」ということが多いですが、これがありまして、7 月 7 日には漢族がウイグル人を狙った暴動になりました。これを、抑え込むという過程でまた抑圧構造が強まり、それから、もう習近平時代に入りますが、2013 年に天安門で車両突入事件が起きて、その首謀者がウイグル人だと言われたりしました。2014 年、ウラムチ南駅で習近平の訪問に合わせた爆発事件がありました。いずれも中国ではテロ事件としてみなされる事件が起き、それを受けて 2014 年 5 月の第 2

回中央新疆行策座談会が行われて、ここから、周知のとおり非常に抑圧的な政策が反テロ人民戦争の号令のもとで行われていく流れが作られました。

ただ、2014年の段階から、もう少し細かく見れば、2014年春の習近平の新疆視察から少したって、いよいよ陳全国書記が2016年に就任するわけですが、この後、抑圧構造の抑圧のレベルが一気に高まっていきました。

制度化された抑圧構造

中国では習近平はよく法治と言いますが、法治の観点から一体何を根拠にしているのか。彼らは一応、脱過激化条例というのを2017年3月に設定していて、これが大変な抑圧構造を、彼らの論理で言うと、法的に正当化する働きをしているわけです。

抑圧構造の法的な制度化・正当化が、2017年の3月に完了し、それと同時に2017年春には、たくさんの民族幹部、民族知識人の拘束が行われ、同時並行で一般市民の職業技能訓練センターへの収容といった大変な事態に発展して行くわけです。収容者数に関しては、中国で出されている白書に128万人とありますが、このうち純粋な学生がいたとしても、学生だけで128万人もいるわけ無いですから、収容者数は100万人を超えると推定されています。

2017年春の、民族幹部摘発の時に、中国共産党の体制内にいたかなりの民族幹部がこの時期拘束されているということは政治政策研究の側から補足しておきたいと思います。両面人という言葉があります。中国共産党の中にいながら、習近平に対する忠誠心をあまり持っていないという意味で使われますが、この両面人だという口実で民族幹部、例えば、自治区の教育長や教科書の出版に携わっていた教育出版社の元社長などが拘束されたことがあります。以前の基準では出してもよかった教科書、胡錦濤時代には問題なかった教科書などが問題視されるようになって、ウイグル語教育や民族文化を育む教育を行った人たちが拘束されていきました。

それから、民族知識人がこの時期に相次いで拘束されていきました。新疆大学元校長や有名な作家といった人々が次々に連行されて行方不明になるという事態が2017年の春に起きました。つまり、前述した条例で制度化・法制化された形で、こういった抑圧が粛々と行われると言う非常に恐ろしい事態になったわけです。

それから、知識人だけではなくて、現地の一般の市民も収容されていることが、流出した内部文書から明らかになりました。ウイグル南部のカルカシュという地区の収容者リストが流出したことが5年前にありました。

特に多いのが、産児制限を超えた出産（3人まで子供を産んでよいとされていた）を超えて子供を産んでいた家庭の父親が収容されました。これは中国共産党の法令・条例を無視し、法律で決められている制限を全く無視しているのはつまり中国共産党ではなく外国の方を見ているのだ、という理屈になっていきます。

また、外国に渡航した人や実際に渡航していなくてもパスポートを申請しただけでも、収容されるというような事態が出てくるわけです。こういったことも前述の脱過激化条例に基づいて、しかも法律の範囲を超えて濫用される形で、どんどんその収容者が増えていったと考えられます。全く関係ない巻き添えも含めて多くの人たちがこれによって亡くなったり、障害を負ったりしました。

2019年に職業訓練学校の様子をBBCが報道したことがありました。随分前のことですが、実は今も続いている問題だということを知っておかないといけないと思います。習近平の言う中華民族共同体意識を心の奥底に植え付けるということが、どれだけ重大な意味を持っているかということです。この最高指導者の指摘を受けて、同化、実際には漢族化しなければいけないという基本的な状況があります。ちなみに、職業訓練施設は閉鎖されたと中国側はいいますが、仮にそうだとした場合、基本的にはその教育の方向性は今も続いていることとなります。

強制労働の展開

強制労働の歴史的な展開について申し上げます。今から5年前、強制労働問題が注目された時期にどのように抑圧構造が形成されていったかは、3類型にまとめることができます。1つは再教育施設の付近に強制労働の工場が作られて、そこで強制労働が行われる。もう1つは、内地の方、例えば山東省や広東省などの遠くの省に集団で移送されて、そこで労働させられる。もう1つは綿花の収穫に多くの人が強制的に動員される。これに関してもう議論は尽くされています。

中国側は特に綿花の点に着目して、今は綿花を機械で収穫する形になっていて、もはや強制労働は行われていないと主張しますが、そういう問題ではありません。政策研究の側から申せば、この動員を拒否すれば大変なことになるということがわかります。仮に中国政府が「自発的」な気持ちで綿花の収穫に勤しんでいると言っても、実際には拒否できないわけです。そういう意味では、いわゆる「自発的動員」というもので、拒否できないものになっています。

強制不妊の実態

最後に申し上げたいのは、いわゆる「一人っ子政策」として日本では知られている、厳密に言うと「産児制限」と呼ばれる政策についてです。この産児制限の問題に、強制不妊の問題があります。2017年、非常に多くの女性がかかり不自然な形で不妊手術をするケースが急増しました。これが欧米で指摘されて、特にアメリカの世論を動かしました。

これについては様々な議論があり、中国の政策、特に経済の研究をしている日本の研究者からは、これは経済的なインセンティブで不妊手術が増えているのではないかと指摘されています。データを見ると、明らかに2017、18年で増えており、不自然なまでの増加になっているわけです。経済的インセンティブで増えているのではないかと、そういう研究の型に基づいて言う人もいますが、ただ逆にこれは不自然ではないかというのが私の見解です。

実際、2017、18年というのは、大規模な収容が行われた時期でもあり、同時期の不妊手術の件数の急増というのは、産児制限違反で収容されるリスクを避けるために不妊手術を急ぎ行った人が多くいたのではないかと、あるいはすでに収容されてしまった夫の罪を軽くするために妻が駆け込みで不倫手術を受けたのではないかと推定しないと、この急増は説明できないのです。これもまた抑圧的な構造と無縁ではないということが当然ながら言えるわけです。

中国の主張は暴論

以上、民族政策の研究の立場から、中国の様々な議論をご紹介しつつ、抑圧構造について述べて参りました。私がカシュガルを2016年に旅行した頃は、かろうじてまだモスクがあり、人々が礼拝をしていました。抑圧構造が最も強まる前の段階で見ることができましたが、今は勿論行くこともできません。当時目にした人たちの多くが社会生活で影響を受けているであろうと察すると、大変つらい気持ちになります。経済発展すれば何でも解決するとか、あるいは少数民族に様々な優遇策を中国共産党は行っているから問題ないという中国の主張は、現地の感覚としては受け入れられないものであって、いわば暴論であるということを最後に指摘しまして、終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

講演 4：中国共産党の民族政策の変遷—第二世代の議論から

侍建宇（台湾国防安全研究院准研究員）



習近平の立場は、将来的には二つの異なる制度を持つべきではないというものです。ただし、二つの制度なしにどう実現するかは明示していません。基本的には地域自治制度を廃止し、教育・宗教・婚姻・親族関係・あらゆる社会的側面における違いをなくし、中国のどの地域においても差別的扱いやアファーマティブ・アクションを導入すべきではないという考え方です。

習近平は中国の貧困削減を誇らしげに訴え続けてきました。民族グループ間の差異は文化的違いではなく経済的格差から来るというのが彼の認識です。これはマルクス主義的な見方ですが、モンゴルをはじめ多くの側から「良い考えではない」という声が上がっています。中国憲法によれば 55 の少数民族は漢族と法的に同等の権利を持つことが保障されており、憲法を改正せずにこのような政策を推し進めることはできないのです。

2014 年・中央民族工作会議の位置づけ

2014 年の動向は注目すべき点です。習近平は中央民族工作会議を主催し、非常に重要かつ異例の会議を北京で開きました。通常このような大きな会議では一定の政策提言や結論が示されるものですが、今回は新華社から公式報告も、会議の結論を示す文書も、一切発表されませんでした。

中国からの非公式な情報によれば、習近平は「第二世代民族政策」という言葉こそ使いませんでした。「抜本的な変革が必要だ」と述べたとされています。しかしその変革は中国憲法に沿ったものではないため、報道すれば国内外で大きな注目を集めてしまうことから、新華社は何も報道しませんでした。これはすなわち、中国が制度全体を変えようとしているということを意味しています。

「訪恵聚」キャンペーンと住民監視

2014 年、新疆では「訪恵聚（ファン・ファイ・ジュ）」——「訪問・恩恵・団結」を意味するキャンペーンが始まりました。新疆政府が幹部を農村部・南部に送り込みましたが、彼らがやっていたのは住民への訪問や利益提供ではなく、住民登録・居場所の把握・政治的アイデンティティの調査・生活状況の確認といった活動でした。この調査が 2014 年から始まり、その後様々な名目を使って厳しい政策が正当化されていきました。

テロリズムという名目による弾圧

過去 10 年にわたり、反政府的な姿勢を含む不満の表れと捉えられうるあらゆる行動が「テロリズム」として扱われてきました。中国政府はこれを世界的な対テロ運動の文脈に乗せ、大規模な市民監視システムを導入。いたるところにカメラや顔認識システムが設置され、生体情報が収集されるようになりました。

また若者たちは警察や監視部門に採用されてきました。「チャイナ・ケーブル」の流出文書によれば、収容施設は三つのレベルに分けられています。外国との接点を持つ者——日本に留学したり訪問研究者として滞在した教授など——は、より重い刑罰が科され、終身刑や 10 年・15 年の懲役に処されるケースもありました。要するに収容されたままで出てこれないということです。

収容者の証言・釈放条件

施設を出てきた人々への聞き取り調査によれば、収容施設での最重要課題は「中国語の習得」と「赤い歌の斉唱」でした。もともと中国語が分からないため実際に学習することは難しかったのですが、中国当局は強制的に中国語を学ばせ、一定の水準に達すると釈放が認められるケースもありました。

カザフスタンの現大統領は以前、中国で外交官として勤務していましたが、カザフスタン系の収容者の中には、家族がカザフスタンにいることによって送還されたケースもありました。2024 年末時点では、中国とカザフスタンはビザなし渡航プログラムを開始していません。かつては二重国籍者が二冊のパスポートを持たされ、中国に戻る際は中国のパスポートを使うよう強制されていました。

少数民族向け政策から全国への転換

当初、これらの政策はウイグルやチベットなど少数民族の地域を主な対象としていましたが、現在は全国に展開されています。しかし少数民族地域では最初から現在まで一貫して実施されており、漢族も管理されるようになった今、「なぜウイグル人だけ特別に管理されるのか」という論理が通りにくくなっています。

新疆の「経済的成功」という中国側の主張

中国政府は新疆の「成功例」を強調しています。新疆の一人当たり GDP は改善され、貧困率も改善されたと主張しています。しかし経済成長が倫理的問題を解決するとは言えません。たとえ経済が成長しても、文化・宗教の根本的な抑圧があれば人々は苦しんでいます。また、移住させられたウイグル人が工場で低賃金・劣悪な環境で働かされているのは、「経済的発展」とは呼べません。

政策の正当化と否定

中国政府は「再教育施設」や「職業技能教育訓練センター」の存在を最初は否定していましたが、国際的な批判が高まると「テロとの戦い」のための自発的な施設だと主張を変えま

した。しかし衛星写真・内部文書・元被収容者の証言・ガードタワーや有刺鉄線といった施設の物理的特徴が、自発的な職業訓練施設という主張と矛盾しています。

家族の分離

大規模な強制収容だけでなく、より静かな形の弾圧として家族の分離があります。親が収容された後、子供たちは国営の寄宿学校や養護施設に送られています。子供たちはウイグル語を話す機会を奪われ、中国の文化・習慣・共産党イデオロギーの観点から教育を受けています。

国際社会への反論

中国は国際社会の批判に対してこのように反論しています。「これは内政問題だ」「テロリストから国民を守っているだけだ」「西側諸国は二重基準を持っている」「テロとの戦いはすべての国が行っていること」と。しかしこの「テロとの戦い」という枠組みは、恣意的な広い定義によって一般のウイグル市民に適用されています。数珠を持っていること、ヒジャブを着用すること、一定回数以上の礼拝を行うこと、外国との連絡を持つことなど、こうした行動がテロの証拠として扱われています。

ジェノサイドの定義への該当

ジェノサイド条約における行為——グループメンバーの殺害、重大な身体的・精神的危害の加害、集団的破壊につながる生活条件の故意の設定、出生防止を意図した措置の課税、子供たちの他集団への強制的移送——のうち、後者 4 つが新疆において大規模に行われていることが文書化されています。

第二世代民族政策と「中華民族共同体」

「中華民族共同体」というコンセプトは習近平の重要な概念です。これは中国の全ての民族が一つの国家アイデンティティを共有すべきであり、個別の民族アイデンティティはその下に置かれるべきという考え方です。少数民族の言語・文化・宗教・伝統が徐々に漢民族の規範に同化されつつあります。

当初の「第一世代民族政策」は、地域自治・独自の文化・言語・宗教の維持を認めていましたが、「第二世代民族政策」はこれを終わらせることを目指しています。表向きは「中国のすべての民族の統一のため」と言いつつ、実際には少数民族アイデンティティの段階的な解体です。

国際社会の重要性

中国政府はウイグル問題の情報へのアクセスを厳しく制限しており、現地での独立した調査は事実上不可能です。そのため国際社会・独立したジャーナリスト・研究者・元被収容者の証言が非常に重要です。

法的措置という観点から、ウイグル問題は国連特別報告者・国連人権高等弁務官事務所・各国政府・議会・裁判所によって取り上げられています。2022年には UNHCR が新疆での深刻な人権侵害が「人道に対する罪に相当する可能性がある」という評価報告書を発表しました。

今後の展望

国際社会においてウイグル問題への認識は高まっていますが、中国政府の政策に実質的な変化は見られていません。日本を含む世界各国が個人の尊厳・文化的多様性・法の支配の尊重を継続的に求めていくことが重要です。ウイグルの人々は長年のたゆまぬ努力と厳しい状況にもかかわらず、その文化・言語・アイデンティティを維持しようとし続けています。彼らの回復力と抵抗は、政策だけでなく人々の意志と文化がいかに強いかを示しています。

セッション2：ウイグル問題への対応—今できることと今後の課題

登壇者：長尾敬（元衆議院議員）

丸山治章（逗子市議会議員・ウイグルを応援する全国地方議員の会）

古川ふみえ（アジア自由民主連帯協議会事務局長）

モデレーター：田中サウト（日本ウイグル協会副会長）

田中サウト（モデレーター）



このセッション2は、日本社会においてウイグル問題とどう向き合うか、政治的・立法的課題として何をすべきか、具体的に討議したいと思います。長尾先生から、まず今日の現状を整理していただけますか。

長尾敬（元衆議院議員）



国際人権団体の関係者やウイグル支援者の様々な話を聞くと、国会の対応はたいへん遅れていることがわかりました。

国会決議の中には「中国」「人権侵害」という言葉が入っていません。決議の原案は私と故安倍元総理とで作り、当時の立憲民主党にも、もちろん共産党にも、日本維新の会にも足を運んで野党とも色々とやり取りしながら作り上げましたが、最終的には当時の連立与党の自由民主党と公明党が決議の中に入れなければならない言葉を削除して「とりあえずやりました」という決議をしました。

それからもう4年経ちます。公明党が自らのご判断で自民党との連立を解消した今、もう一度今すぐにでもやってほしい。あの決議案で終わってもらっては困るのです。

法律を作る時には「立法事実」が必要です。なぜその法律が必要なのか。つまり、中国がウイグル、南モンゴル、香港、台湾に人権弾圧を行っていることを日本政府が事実認定しなければ、法律は作れないのです。

欧米各国で作られた法律の事実認定は何を根拠としたのか。人権団体が入国して調査をすることができないのならば、命の証言をもとに人権侵害の事実認定をおそらく欧米はしているのだと思います。ならば日本もなぜやらないのでしょうか。4年前、非難決議案の時に「政府が事実認定をしていない」という壁にぶち当たりました。この事実認定さえ突破し

ていけば、今日の様々な提案が着実にそしてスピーディに進んでいくと思います。まずは政府が事実認定できるようなアピールが今最も必要だと思います。

丸山治章（逗子市議会議員・ウイグルを応援する全国地方議員の会会長）



私は逗子市議会議員で、「ウイグルを応援する全国地方議員の会」会長をしております。

私自身は 2014 年に法輪功の人権問題を知って以降、ウイグルの方たちとも知り合い、地方議員の力を合わせてこの問題に対処していこうということで、この会を立ち上げました。

我々地方議員は活動の最前線にいるわけです。今日集まっていた皆さんの力を結集して、この人権問題を解決していきたいと思います。

古川ふみえ（アジア自由民主連帯協議会事務局長）



アジア自由民主連帯協議会はウイグル、チベット、南モンゴル、香港、そして台湾の支援者の方々と共にアジアの独裁国家に対して民族自決の権利などを訴えている団体です。

長尾先生には非難決議の時に本当に奔走していただきました。骨抜きとは仰いましたが、それでもやっと始まった大事な一歩だと私はその時感じました。そして丸山先生には、日本各地の地方議会でウイグル人権問題を解決してほしいという請願書が取り上げられた際、たいへんご尽力いただきました。それが国会での

非難決議の後押しになりました。

今後のウイグル問題への対応でやるべきことは、まず事実認定です。そして、そこから進んで法律を作ることです。どのように中国へ具体的な制裁を科していくのか、具体的な手順をどう踏んでいくのか、急を要する課題であると思います。

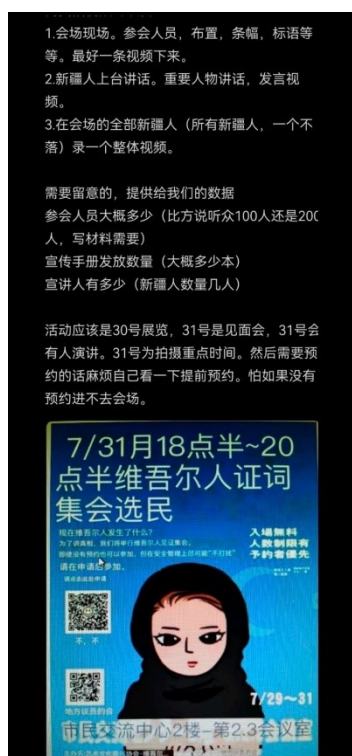
また、こういう場にも実は中国のアルバイトのスパイがきます。彼らに私たちはどうすることもできません。会場内の状況、誰が何を話しているか、どんな人が参加しているかなどを報告することでお金をもらっているということが多発しています。国会議員会館という日本政治の中心の、自由で開かれた言論の場で、開かれているからこそ中国のスパイは自由に出入りして情報を取っていく。そしてそれが本土にいる家族への圧力として実際に使われてしまう。この国境を超えた弾圧を止められないかということも相談していければと思います。

田中：日本の選挙では海外の人権・民族問題に関心がある議員が落選してしまう。どうしてこういうことが起きるのでしょうか？

長尾：やはり「明日、もしかすると命を奪われるかもしれない」という人権問題は、日本国内ではピンとこない人が 100 人中 99 人だと思います。それはよくも悪くも日本が豊かで平和で治安が守られているということです。本当に危機にさらされた瞬間にはもう取り返しがつかない状況になるのです。

田中：2021 年の国会における非難決議の際、丸山先生を中心とするウイグルを応援する全国地方議員の会から、国会での決議が難しければ地方から始めたらいいではないかということで、地方議会で請願書の動きがありました。その経緯で 2022 年 2 月に衆議院、そして 12 月に参議院において、ウイグル等における人権問題に対する非難決議ができました。「骨抜き」の決議と言われていますが、そこから始まるのだと私たちも評価しています。丸山先生、地方でウイグルの活動を展開するにあたりどんな問題に直面しているか、今後どんな対応策を考えた方がいいですか。

丸山：長尾先生が一所懸命に奔走された決議案があのような形になりましたが、国会のシステムではあれで精一杯だったと私は思っています。ただ、一所懸命に汗をかいた人たちを叩く人たちがいるのはたいへん残念に思っています。



地方で私たちがどういう活動をしているかと言いますと、まずは駅前に立ってチラシや（清水ともみさんが作った）漫画などを配って実情を街頭の人に知ってもらおう活動をしています。それから公共の施設を使ってパネル展を開催したり日本ウイグル協会の方たちに登壇してもらい、実情を説明していただく。私たち地方議員はネットワークを使ってたくさんの人に集ってもらい、ウイグルの実情を知っていただく。このような活動をしています。

その活動の中で、アルバイト・スパイをよく見かけます。実は逗子でもウイグルのイベントを行った際に、中国の SNS 上でアルバイト・スパイが募集されていると市民の方から通報がありまして、その画像を見せてもらいました。「いくらかでバイトをやらないか」、「逗子でこういうイベントがあるから見に行ってくれ」というようなことが書いてあるわけです。そして、実際に来た人たちを警察の方に注意してもらったという事例があります。

これは中国の警察が、我々の集会に参加しようとしていたが台風で来られなくなったため、中国の SNS で在日中国人の間に流した「バイト募集」です。私のもとに寄せられました。

田中 : 2年前、丸山先生の地元でウイグルの証言集会を開催しましたが、日本語のチラシが内容ごと中国語に訳され、中国警察がこれを基に当日の集会に参加しようとしていたのですが、台風で来られなくなり、代わりに在日中国人を募集して、ウイグルのイベントを監視・チェックするよう指示を出していたのです。これは海外にいる中国の警察から在日中国人への指示があったということを示す証拠です。

古川さん、お二人の先生の話聞いて補足があればお願いします。

古川 : 私がこの活動を始めたのは 2008 年の北京五輪がきっかけでした。その時の世間の感じ方と比べると、今は随分、中国共産党の脅威やウイグル問題に関して広く知られるようになりました。当時、「フリーチベット」という運動が盛り上がっている時でさえ、中国という国名を言うことが憚られたことがありました。中国に先の戦争で悪いことをしてきた日本人は中国の悪口を言うてはいけないという、ある種の呪いのようなものがあつたように思います。今では中国共産党の弾圧というのが普通に語られるようにはなりました。徐々にではありますが、中国問題というのは日本国内で浸透してきて、日本国民の対中感情は変わってきました。

同時に、「ウイグル問題はプロパガンダだったのだ」という宣伝が最近増えるようになりました。ウイグルをインフルエンサーが楽しそうに旅行している姿や、チベットや南モンゴル等の様々な場所で SNS を使ったプロパガンダが増えてきました。かなりのお金を使った工作もあると思いますが、中国共産党のお金の使い方は桁が違いますので、その物量は脅威です。プロパガンダに対してどうやって丁寧に真実の発信をしていくか今後の課題です。

田中 : 日本において、どうしたらこのウイグル問題を外国の問題ではなくて、自分自身の問題であると考えてもらうことができるのか、お聞きします。

長尾 : 当事者になつたことがないと伝わらないのでしょうか。見て見ぬふりをするどころか、見て何もしない。ここを突破しなければなりません。例えば、中国の留学生を通じて日本の大学の機密技術、例えばスクラムジェットエンジンの技術は北朝鮮の極超音速ミサイルに転用され、私たちの日常生活を危機的なものにしています。取り締まらなければならない事象が見過ごされてきているのです。

これまでは連立与党の公明党がブレーキを踏んでいました。ずっと与党の中でブレーキを踏んできた公明党がいなくなったならばもう 1 回決議をしてください。この動きが出てくればそういう実感も伝わるはずですが、私がどうしても非難決議の中に入れたかった文言で、真っ先に削除されたのが次のくだりです。「本院（衆議院）は、深刻な人権侵害に象徴される力による現状変更を国際社会に対する脅威と認識し、これを強く非難するとともに、深刻な人権侵害行為を国際社会が納得するような形で直ちに中止するよう求める。さらにそれぞれの民族等の文化・伝統・自治を尊重しつつ、自由・民主主義・法の支配といった基

本的価値観を尊重し、立法府の責任において深刻な人権侵害を防止し救済するための必要な法整備の検討に速やかに取りかかる決意である。」我々で国会を動かしていきましょう。

丸山：やはり、自分たちが当事者になったことがないから伝わらないのだと思います。地方議員として最前線で活動していると、「こんなことが本当にあるのか」「信じられない」という反応がほとんどです。まずは知ってもらうことが一番大切で、そこから関心が広がっていくと確信しています。

古川：長尾先生の「もう一度非難決議を」というお話を興味深く伺いました。別の枠組みの政権になりましたので、削除された文言が入るような非難決議を行って欲しいです。

2021年に岸田内閣で人権担当補佐官というのが設置されたことがあります。それは私たちのような活動の受け皿になるはずだったのですが、実は2年ほどでなくなってしまい、未だに人権担当補佐官がいないままです。高市新政権が新しく人権担当補佐官を任命すれば新しい非難決議への弾みにもなると思います。人権問題は、我が国の経済安全保障や外交にとっても重要なカードになると思います。この国境を越えた弾圧を阻止することは必ず国益にも叶うと思います。是非、人権担当補佐官の設置も進めていただきたいと思います。

丸山：補足しますと、人権担当補佐官については、岸田先生がまだ総理になる前、総裁選の前に、私たちがお話させていただき、人権担当補佐官の設置を約束していただいたのです。その時、実は岸田先生は問題を知らなかったのです。その約束が実行されたわけですが、残念ながらなくなってしまいました。

長尾：実はこの人権問題担当補佐官は、高市さんが1回目の総裁選挙の時に公約に掲げたものです。5人の候補者のうち高市さんが最初に掲げ、総裁選の中で他の候補者も人権問題担当補佐官を設置しようとなったのです。2年間、人権問題担当補佐官がいましたが、その間も政府は事実認定をしていないのです。今がチャンスです。

丸山：私は地方議員として何ができるかを考えて地元で活動していますが、議会人ですので意見書を書いて議員の皆を説得し、全会一致で賛成になりました。そこには国が書けない「ウイグル」とか「中国政府」とか全部書いてあります。この中国の人権問題を絶対に解決したい、何とかしたいと思っています。是非皆様の力を集めてやっていきたいと思っています。

田中：皆様のお話を聞くと今後も地道な活動を継続し、そして国会でも新しいアクションを起こすということの大事さを感じました。最後にアフリカの言葉を引用してこのパネルを終了したいと思います。「早く行きたければ1人で行け、遠くに行きたければみんなで行け」。我々の問題はすぐに解決できる問題ではありません。今後も長い間、皆さんと緊密に連携して、この問題に取り組んでいきたいと思っています。

セッション3：民族団体の連携強化

登壇者：ムフタル・アブドゥラフマン（日本ウイグル協会理事）
アリヤ・ツェワン・ギャルポ（ダライ・ラマ法王日本代表部事務所代表）
オルホノド・ダイチン（南モンゴルクリルタイ共同代表）
アリック・リー（レイディー・リバティー香港代表理事）
林省吾（台湾独立建国連盟日本本部中央委員）
モデレーター：三浦小太郎（評論家）

三浦小太郎（モデレーター）



第3セッションは、「民族団体の連携強化」というテーマで行います。

チベット・南モンゴル・香港・台湾それぞれの立場から、中国共産党の弾圧について証言していただき、各民族の連帯と今後の戦略について話し合います。

ムフタル・アブドゥラフマン（日本ウイグル協会理事）



ウイグル・チベット・南モンゴルの方々が連帯するためには、単に「中国に反対だから一緒」という感情的な連帯ではなく、普遍的な価値観という共通の哲学的基盤が必要です。その普遍的価値観とは何か。民主主義・自由主義です。

各民族はそれぞれ異なる文化・言語・歴史を持っています。だがお互いのことを詳しく知らない。「友達になろう」と言っても、互いの文化が分からなければ難しいのが現実です。ですから、5つの民族の連帯は「知の連帯」であるべきです。

ウイグルのためになる仕事をしたければ、台湾、南モンゴル、チベット、香港のためになることもしなければいけない。他者のためになることが自分のためになる——これが連帯の本質です。誰かに対する弾圧は皆に対する弾圧でもあるということです。ウイグル、チベット、モンゴル、香港、台湾、全ての解放がない限り、我々の夢は実現しませんし、私たちは笑顔になれないのです。

アリヤ・ツェワン・ギャルポ（ダライ・ラマ法王日本代表部事務所代表）



チベットは、1950年に中国人民解放軍が侵攻して以来、今日まで70年以上にわたり占領下にあります。ダライ・ラマ法王は1959年に亡命を余儀なくされ、現在もインドのダラムサラで亡命政府を率いています。チベットにおける状況は、文化・宗教・言語の破壊という形で進行し、チベット仏教は特に標的にされており、寺院への統制、僧侶への政治教育の強制、ダライ・ラマ法王の写真の禁止などが行われています。教育においてはチベット語が漢語に置き換えられ、若い世代のチベット人が自分たちの言語を失いつつあります。もう1つ深刻なのは、焼身抗議です。2009年以降、150名以上のチベット人が中国の支配に抗議して焼身自殺を図りました。これは言葉では表現できない深い絶望の表れです。

チベットとウイグルの問題の共通点は何か。それは「中国共産党の問題」であり「中国の人々の問題ではない」ということです。中国に住む多くの人々も、この抑圧的な体制の被害者です。問題を解決するためには、中国国内の民主化運動と連携することも重要です。ダライ・ラマ法王はいつもこうおっしゃっています。「世界の全ての問題を慈悲心で解決しようとするれば、チベットの問題も自然に解決される」と。これは単なる理想論ではなく、問題の根本に向き合う態度だと思えます。

日本へのお願いとしては、チベット、ウイグル、南モンゴルの問題を個別の問題としてではなく、中国共産党独裁という共通の根源から来る問題として認識していただきたいということです。そして、日本が持つリーダーシップの能力をアジアと世界の平和のために発揮していただきたいと思えます。

もちろん中国と仲良くすることは大事で、それによって多くの問題を解決できます。しかし、仲良くすることで正義や人権や道徳を犠牲にしてまで中国を甘やかすことは問題だと思います。そのためには我々は人権デューデリジェンスを実行する必要があると思えます。

オルホノド・ダイテン（南モンゴルクリルタイ共同代表）



南モンゴルとは、内モンゴル自治区のことです。モンゴル人にとっては「南モンゴル」が本来の名称です。ここには約500万人のモンゴル人が居住していますが、漢族の移住により、現在、少数派になっています。

2020年、中国政府は南モンゴルの学校でモンゴル語による教育を廃止し、中国語に切り替えることを強制しました。これに対してモンゴル人の親・学生・教師が抗議し、子供たちを学校に行かせないという形で激しく抵抗しました。しかし中国政府は抗議を弾圧し、多くの人々が拘束されました。この政策はウイグルで行われたものと同じです。まず言語の抹殺から始まり、

次に文化・宗教・歴史認識へと弾圧が拡大していきます。ウイグルで起きたことが、今南モンゴルでも起きています。

中国による他民族・地方民族に対する政策は、そもそも民族を発展させるとか融合させるとかではなく民族を抹消することです。それは 1949 年からこれまで続いているわけです。今のウイグル、チベット、モンゴルの状態がみんな同じであるのはそれが理由です。

中国共産党の民族政策は国内統治の問題だけではなく、国際秩序を再設計しようとしているものでもあります。民族の自己決定を否定する、人権を相対化する、主権は絶対化し、外部の介入を排除する。この論理が国際社会に広がれば国際秩序が静かに書き換えられます。これは戦争によるではなく、気がつけば変わっているのです。南モンゴルはまさにその原型です。南モンゴルで試され完成した後はチベットや台湾に使おうとしています。一带一路の政策もその先にあるものであると考えています。中国の民族問題は中国の国内問題ではなくて国際問題であると言えます。

私たちは何をすべきか。やはり議員連盟が一緒になって政策連携し情報を共有する場を設けるべきだと思います。そして、ジェノサイド認定に向けて超党派で議論を開始するべきではないでしょうか。

南モンゴルの問題でもう 1 つ重要なのは、経済的搾取です。南モンゴルは豊かな天然資源を持っていますが、その恩恵はモンゴル人には届かず、漢族や中国共産党が吸い取っています。石炭・希少金属などの採掘によって牧草地が破壊され、伝統的な遊牧文化が失われつつあります。

日本へのお願いは 2 つあります。1 つは、南モンゴル、ウイグル、チベットなどの民族運動を支援するための資金メカニズムを作っていただきたい。アメリカには NED（全米民主主義基金）があり、台湾にも台湾民主基金会（TFD）があります。日本版の仕組みができれば、私たちの活動への大きな助けとなるでしょう。もう 1 つは、国際連携の強化です。各民族が一緒にできる活動には日本がリーダーシップを取っていただきたい。

アリック・リー（レイディー・リバティー香港代表理事）

※当日はメッセージ代読

レイディー・リバティー香港代表理事のアリック・リーです。本日は残念ながら参加できないため、メッセージを代読していただきます。

まず私はここにウイグルの人々への明確な連帯の意思を表明いたします。ウイグルで構築された監視と抑圧のインフラはすでに香港という金融都市に輸出・適用されています。中国共産党による抑圧はもはや一部の民族や地域の問題ではありません。大中華圏全体そして東アジアの安全保障秩序に直結する構造的な問題です。

今月、香港ではジミー・ライ氏——香港の日刊紙を応援してこられた方です——が国家安全法により 20 年の実刑判決を受けました。これは単なる司法判断ではなく、武器として用いる法律戦であり、抵抗は許されないという意思を国内外に示す政治的シグナルです。

とりわけ重要なのは、習近平氏が前例のない 3 期目に入り権力集中が固定化された点です。同時に中国国内では不動産不況、地方財政の悪化、若年層の失業など、統治の正当性を揺るがしかねない圧力が蓄積しています。権威主義体制では国内不安を対外的な強硬策へと転化する傾向は繰り返し見られます。

この文脈で考えれば、今後 2 年から 4 年という時間軸で台湾に対する軍事行動が試みられる可能性は現実的な政策リスクです。台湾有事は日本有事であり、東シナ海を含む日本の主権と安全に直結します。それにもかかわらず日本が中国の抑圧を中国内の人権問題としてのみ扱い続ける時間は、もはや日本に残されてはいません。

中国の人権侵害は改善するどころか制度化されてきました。中国は民主国家と同じ前提で扱える国家ではありません。中国では社会・経済・外交・安全保障・人権が分離して存在しているわけではなく、全てが共産党体制の維持という単一の目的のために統合されています。人権侵害、経済的圧力、弾圧、軍事行動はいずれも体制維持のための政策手段です。

従って日本は中国の国内の人権侵害、対外行動、経済的圧力、軍事的拡張を個別の問題ではなく、1つの戦略的行動体系として捉える必要があります。

この観点から私は人権問題担当補佐官の再設置を、今後の具体的対応に向けた第一歩として支持します。同時に日本には与野党を横断する対中戦略委員会を設け、人権・安全保障・経済圧力を統合的に分析し、時間軸を意識した政策判断を可能にする枠組みが必要だと考えます。

日本にはもはや様子を見る時間はありません。中国を断片的にではなく一貫した戦略的主体として直視すること——それこそが国会が今果たすべき重要な責任だと考えています。

林省吾（台湾独立建国連盟日本本部中央委員）



台湾はウイグルやチベットとは状況は異なりますが、中国共産党による弾圧という点では共通しています。そして重要な点は、台湾自身も歴史的に深刻な人権侵害を経験してきたということです。1947年の228事件では、台湾人が国民党政府によって大規模に虐殺されました。その後40年近く続いた戒厳令の下では、数万人が白色テロの犠牲となりました。この歴史を通じて台湾人は権威主義体制の恐ろしさを、身をもって知っています。

台湾の現状として、今も深刻な問題があります。台湾の人口の3分の2が台湾語を十分に話せなくなっています。国民党政権時代の「国語政策」によって台湾語が弾圧されてきたからです。中国共産党はこのアイデンティティの混乱を利用しており、「台湾人も中国人だ」というプロパガンダが国民党系の政党を通じて浸透しています。実際、中国国籍の人物が台湾の議会に入り込んでいるという問題も起きています。

今日、各登壇者のお話を聞いて思ったのは、「中国共産党は私たちの民族それぞれに対して異なる戦術を使いながら、同じ目標——自分たちへの従属——を目指している」というこ

とです。ウイグルには強制収容所、チベットには宗教弾圧、南モンゴルには言語教育の廃止、香港には国安法、台湾にはプロパガンダと経済的圧力——戦術は違っても目標は同じです。

また中国共産党がよく使う「ダブルスタンダード」の問題について触れます。中国はしばしば「日本は過去の侵略を反省していない」と言いますが、同時に自分たちはウイグルやチベットを征服・占領し続けています。こういうダブルスタンダードが民主主義社会の中で通用してしまうことは大きな問題です。私たちは連携してこの事実を多くの方に知ってもらわねば、中国のダブルスタンダードを許すメッセージを世界に出すこととなります。

三浦：日本の政治家に、全民族連携に向けた要望として何かアイデアがあれば伺います。

アリヤ：長尾先生がおっしゃったように「事実認定」が最も重要です。各民族が資料をどんどん出していくことが大切だと思います。大きな視野で見て考える必要があります。日本は民主国家で言論の自由があります。アジアの中で自由に行動できる国は実はインドと日本くらいです。その能力を世界のために、平和のために発揮してほしいと思います。我々の戦いは正義と不正義の戦いです。悪いことには「これは悪いことだ」とはっきり言うことが大事です。

三浦：続きまして、ダイチンさんから、議連や政府に対して望むこと、各民族でこういうことを要求していったらどうかというテーマでお話ください。

ダイチン：私たちは被害者ですが、ただ被害だけを競い合って報告しているわけではありません。私たちの考えは「自由で開かれたインド太平洋とアジアの平和安定」につながっています。国際連携の強化について、チベット、南モンゴル、ウイグル、香港などを一緒に扱えるような仕組みを日本が中心になって作っていただけるとありがたいです。

三浦：続きまして林さんから、台湾として日本の政治家にこれは是非お願いしたいということがあればお願いいたします。

林：日本へのお願いとして、私から強くお願いしたいのは「日本版台湾関係法」の制定です。難しいことは承知しています。しかし台湾と日本が法的な枠組みなしに連携を深めることには限界があります。物理的に台湾を守るためには、自衛隊と台湾軍の連携が必要ですが、現状ではそれができません。法律の制定が難しければ、実務的なチャンネルとして——軍事・医療・感染症対策・情報交換など様々な分野での——常設の協議機能を持つことです。

三浦：それではムフタルさんに、各民族の連携の理念として一番大切なもの、単に中国反対だから一緒ということではなく、そこに思想的に絶対これが大切なのだということをベー

スにして連帯していかなければいけないのだということを、もう少し具体的に説明していただけますか？

ムフタル：まず普遍的価値観というものを各民族が自分の問題として考えること——チベットにしても南モンゴルにしても、将来は普遍的価値観に基づく社会になるはずです。民主主義・自由主義の本質的意味を普及することが一番大事です。独裁国家はこれからの社会では生き残れません。

ウイグルのためになる仕事をしたければ、台湾のためにも、南モンゴルのためにも、チベットのためにもならなければいけない。共通の軸として普遍的価値観を徹底的に理解し、あらゆる民族の方々に、義務教育の段階からそれをしっかりと共有することが、アジアの平和・民主主義・自由主義の基盤となると確信しています。

哲学的基盤・政治的基盤としての民主主義・自由主義の根本——カントの「永遠平和論」が述べているような世界共和国という意識で、チベット・ウイグル・南モンゴル・台湾が1つの合衆国になったとしても違和感がないような価値観を共有し、それを義務教育として実行することが東アジアの安全、そして民主主義・自由主義のグローバリズムにつながると確信しています。

三浦：それぞれの民族は、日本も含めて、固有の文化を持っており、それは各民族にとって非常に大切なものです。今中国共産党が最も否定しているのは各民族の伝統文化です。ムフタルさんが述べたのは、ウイグル・チベット・台湾・香港・南モンゴル、本当の連帯の基盤は、それぞれの民族の文化を大事にした上で、より普遍的な自由主義、民主主義というところに基盤を置いてやっていかなければならない——そしてその基盤があれば、それぞれの立場の違いは乗り越えられるということです。本日は様々なテーマが出ましたが、1回で結論が出るものではありません。皆様の発言を今後の活動や議会活動に活かしていければと思います。

最後に1つ申し上げます。ウイグル、チベット、南モンゴルそしておそらく台湾、香港の問題は、ジェノサイドが行われている悲劇ですが、同時に植民地にされている悲劇なのです。植民地下で民族が虐殺され、強制労働を課され、本来その民族が豊かになるための資源が全部中国共産党に奪われ、最後は文化も言葉も消されていく。これは19世紀に植民地体制で行われていたことと本質的に同じです。解決策は「民族自決権」しかありません。中国共産党の植民地拡張の論理を世界が認めてしまったら、日本にとっても決して他人事ではなくなります。

ウイグル人も、南モンゴル人も、チベット人も、香港人も、台湾人も、語る時には必ずこう言います。「日本の人に自分たちと同じ悲劇に遭ってほしくないから話している」と。彼らは同情してほしいから話しているわけではありません。日本人に警告するために語っているのだということを、日本人の側が忘れてはならないと思います。

本日の第3セッションをこれで終わらせていただきます。

参加国会議員の挨拶

石平（参議院議員）



中国共産政権によるチベット、ウイグル、南モンゴルへの弾圧は、文化的ジェノサイドが習近平政権になってから文字通りのジェノサイドになりました。それは我々日本にとっても決して対岸の火事ではありません。

2つの視点があります。1つは人権的な視点からウイグルの人権、チベットの人権を守るという視点。もう1つは、我々アジアの隣国としては、中国共産党の非道を厳しく糾弾し阻止しなければ、いずれ我々も同じことになってしまうという視点です。要するに、チベットやウイグルが置かれている今の状況がそのまま台湾や日本の沖縄の未来になってしまう。そういう危機感を私は感じます。外国の話としてではなく、日本の将来を考えた上でも深刻な問題として認識していただきたいと思います。

その中国共産政権に対抗していくのに日本自身も危ないです。スパイ防止法さえない国ですから。第一に日本自身が強くならなければなりません。世界が幸せになることを有言実行しましょう。これから皆さん一緒に頑張りましょう。

山谷えり子（参議院議員）



私はウイグル議連の活動もしております、以前はウルムチなどを訪ねたこともあります。ウイグルの皆さんとダンスをしたり歌ったり、本当にこの美しい文化を繋いでいくためにみんなで戦っていかなければならないと思います。ウイグルの文化・言語、そして子供たちに繋がるような教育というのは本当に大切に守っていかなければならないものだと思っております。

私はチベット議連の会長もしておりますが、本当にウイグル・チベット・南モンゴルもしっかりとみんなが守られるように連帯が何より大事ですので頑張ってもらいたいと思います。

閉会挨拶

石橋林太郎（衆議院議員・日本ウイグル国会議員連盟事務局長）



自由民主党衆議院議員の石橋林太郎でございます。日本ウイグル国会議員連盟事務局長として、最後にご挨拶申し上げます。本日は、長時間にわたりシンポジウムにご参加くださり、ありがとうございました。また、登壇者の方々にも、本日の議論を深めていただいたことに感謝申し上げます。

本日お話がありました通り、ウイグルに限らずチベット、南モンゴル、香港、台湾は侵略・圧迫を受け、独自の文化や言語を奪われています。これを止めるための活動に私たち日本の国会議員もしっかりと取り組んで参りたいと思います。三浦先生が最後に仰った通り、これは私たち自身の問題、日本の問題なのだとことを心に刻んで活動していかなければならないと思います。これからも皆さんとしっかり手を取り合いながら、こうした民族の問題を解決できるように取り組んでまいります。また、困難かもしれませんが、中国国内から変わる時がいつか来ると信じて、中国国外で志を同じくする私たちがしっかり連携をし続けることが大事だと思います。

引き続き皆様と共に歩ませていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

レテプ・アフメット（日本ウイグル協会会長）

皆様、大変長時間にわたりご参加いただき、心より感謝申し上げます。

本日は、一般参加の皆さん、メディアの皆さん、登壇者の皆さんに加えて、国会議員が本人17名、代理7名、合わせて24名がシンポジウムに来場し資料を持ち帰っていただきました。非常に心強い励ましです。

中国が今最も望んでいることは何かといえば、中国の現地で行われている犯罪行為を世間に訴えている人たちを黙らせること、孤立させること、特に政府関係者が支援しないようにすることです。そうすれば孤立してやがて声がなくなっていく——それが中国の望んでいることです。

その中で、国会の会場においてこういった場を作ってください、話を聞きにお越しいただいたこと自体が中国に対する強力なメッセージになっています。「私たちはあなたたちを孤立させない」という、明確なメッセージです。これこそが具体的な支援です。皆さんが孤立させなければ、私たちは中国を恐れません。

私たちが怖いのは中国そのものではなく、国際社会の関心がなくなること、孤立してしまうことです。世界中が中国を恐れているのは知っています。でも私たちには失うものがないので、中国自体は怖くない。皆さんが関心を持たずに孤立させることが本当の恐怖です。「私たちが見ているから頑張りなさい」という姿勢で接していただきたいと思います。

もう1つ。本日からかなり具体的な提案がいくつも出されました——人権担当補佐官の復活、強制労働防止法の法案、国会決議の再度の採択。これらは全部つながっている話です。4年前、国会決議が2月1日に採択されて翌月にはサプライチェーンにおける人権対策の検討会が設置され、半年後にはガイドラインができて公表されました。その流れが続いていれば、今頃はずっと法律になっていたはずですが。途中でそうはいかなかったのは残念ですが、繋がっている話です。

国会決議の再採択はともかくとして、強制労働問題に対して「日本は加担しない」という態度を明確にすることが先決です。正直に言えば、今は一部加担しているのが実態です。私たちの調査でも、欧米が制裁を科している企業と取引をしている日本企業がたくさん確認されています。規制がないから——これが一番の問題です。

昨年11月の議連の総会で古屋会長がおっしゃっていた「検討を具体的に進めましょう」という話を、今日石橋先生の前であえて申し上げますが、是非忘れることなく進めていただければと思います。本当にありがとうございました。

<参考・本シンポジウムに関する報道>

- ・産経新聞 2月26日付「『希望の高市政権で前進を』日本版『ウイグル強制労働防止法』制定へ シンポで相次ぐ要望」
<https://www.sankei.com/article/20260225-IHJRQTSKCVHOLLBAQ7R6UZ2J64/>
- ・産経新聞 3月2日付「ウイグルシンポ、弾圧抑止を 強制労働防止法に人権担当補佐官の復活、対中非難決議を再び」
<https://www.sankei.com/article/20260302-E3NUOVEKFVBVFF6OLHA3VMCHBY/>
- ・産経新聞 3月18日付「国会開催のウイグルシンポ、中国人が盗撮行為 過去の同様の被害報告の足元で…日当6千円」
<https://www.sankei.com/article/20260318-K2ARFPUT6FG4RD5LJ6FQ6E243E/>
- ・ヒューマン・ライツ・ウォッチ 2月27日付「Japan Should Adopt Regulation to Counter Uyghur Forced Labor」
<https://www.hrw.org/news/2026/02/27/japan-should-adopt-regulation-to-counter-uyghur-forced-labor>